

# 議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和6年6月26日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 17：11

## 【 案 件 】

1. 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
2. 議員定数のあり方について

### ○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」及び「議員定数のあり方について」以上2件を一括議題といたします。

まず、先の委員会で保留としておりました、藤間委員提案の「当提案に反対、賛成、保留かを明示した上で、ディスカッションを行う。」については、取り下げる旨の申し出がっておりますので、ご了承ください。

次に、本日の進め方ですが、これまでに、議員定数に関するアンケート調査結果報告書及び議会アドバイザー3名からの報告書が提出されております。皆様には、事前に御覧いただいていると思いますので、この後、議題全般について、質疑があればお受けいたします。

その後、一旦休憩をとりまして、委員及び各会派等において、ご協議いただき、委員会再開後、再度、質疑をお受けし、それが終結しましたら、討論、採決を行いたいと思います。なお、討論につきましては一括して行います。

採決の順番につきましては、「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」を諮った後に、「議員定数のあり方について」調査終了とすることをお諮りしたいと考えておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、そのようにさせていただきます。

議題全般についての質疑があれば、お受けいたします。質疑はありませんか。

### ○金子委員

議員提出議案第7号について質問させていただきます。本日、傍聴の方、またオンラインをお聞きの方もいらっしゃると思いますので、改めて議会の議員の定数を24に削減するという内容ですが、その提案理由について確認のため、お尋ねいたします。（発言する者あり）提案者にお聞きいたします。

### ○道祖委員

8月4日の特別委員会の会議録を持ってきておりますけれど、その際、提案理由について述べておりますので、それを述べさせていただきます。

提案理由、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、飯塚市議会議員の定数を24と定めるため、本議案を提出するものであります。

今年の4月に、飯塚市議会議員選挙が行われましたが、福岡県の政令市を除く人口8万人以上の自治体の議員数と、議員1人当たりの人口状況を比較してみますと、飯塚市の議員定数は、私は24人でも議会運営に差し支えがないと考えておりますので、本議案を提案したものであります。

また、本条例案の審議に当たっては、定例会において即決することなく、この特別委員会を設けて、1年を目途に結論を出していただくことを提案させていただいておりますことをご了

承いただき、ご審議方お願いいたします。提案理由としては、このように述べております。

○金子委員

では、提案者は提案理由としては、ほかの自治体と比べても、24でもやっていけるという認識だと思いますが、よろしいでしょうか。提案者にお尋ねいたします。

○道祖委員

8月4日の本委員会の議事録の中においても、金子議員は同様の質問をしておりますけれど、私は24人で十分に議会は運営されていく。そして、市民の声を十分に市政に伝えていくことができるというふうに答弁しております。

○金子委員

では、アンケートのまとめや3人のアドバイザーの報告書が出されております。議会事務局の方、改めて作業は本当に大変だったと思います。ありがとうございました。

では、報告書について幾つか質問させていただきます。これも提案者の方に質問させていただきます。まずは、眞鍋教授の報告の中で、その報告12ページに「福岡県内類似団体との比較」というのが表として掲げられております。議員1人当たりの人口比、面積比、標準財政規模比、歳出決算額比、議会費比があります。先ほど議員は、ほかの自治体に比べて人口比では大丈夫だというふうに言われておりました。確かにこの表を見ますと、人口比では、議員定数が28であるなら、人口比、議員1人当たりは4519人、24となったら5273人ということで、28人であるなら飯塚市議会の議員の1人当たりの負担人口は大牟田市、筑紫野市、大野城市、春日市に比べて少ない結果が出ております。一方、面積比では、飯塚市議会議員の1人当たりの負担面積は、今でも1番広い。213.96キロ平方メートルあって、1番狭い春日市だと14.1キロ平方メートルしかないですよ。そうすると、面積比は今でも飯塚市は28人だと、7.6キロ平方メートル。春日市の場合は0.7キロ平方メートルというふうになっており、約10倍の広さがあるというふうに出ております。また、もう1人のアドバイザーの佐々木教授も、その報告書の中、3ページに、地域経営、都市経営の役割を執行機関と議決機関が共同で担うという2元代表制の考え方に沿うなら、空間としての地域、都市をどうマネジメントしていくかという視点は欠かせない。これから人口減が大きなトレンドになっていく日本で、ただ人口だけを基礎に議員定数を決め、自治体として管理すべき空間が拡大していく時代的な流れを読むなら、面積も加味して議員定数を決めていく視点もあるべきだ。面積213.96キロ平方メートルの飯塚市は、都市空間、地域空間の管理という視点を入れて眺めたら、20万人程度の間接都市の一部にある定数30という数値も視野に入ってくるように思われると書いてあります。

飯塚市を考えてみますと、筑穂地区は飯塚市の3分の1、そういうことも考えると、人口比だけではどうかと思うんですけど、この眞鍋教授、また、佐々木教授の考え方に対して、提案議員はどのように考えるのか、お聞かせください。

○道祖委員

3人の大学の先生は、大学の先生の観点で物事を、結論を出していただいておりますけれど、眞鍋先生は、議員定数は減らしてもいいんじゃないかというふうに結論づけていたと思います。ほかの2名の方は何も結論づけておりません。それは、どうあるべきだと、自分たちで考えなさいと、自分たちの自治体の行政のあり方について、議員のあり方については、地方自治法にのっとって自分たちで考えなさいという結論だというふうに理解しております。

行政面積だけ言いますと、福岡県下の行政面積で比較すると、そうであるかも分かりませんが、市民の方からは、私も指摘されているんですけど、この提案をしたときに、市民の方が私のところに資料を持って来ていただいておりますけれど、これは議会事務局の局長宛てにも出されておりますけれど、この方が調べた内容におきますと、伊勢市においては、行政面積は208.37キロ平方メートルで、人口規模が12万2千で、ほぼ飯塚市と同じで、もう

既に24でやっていますよと。ほかのまちでやられているのに、何で飯塚市はやれないんですかというような意見書ももらっております。ただ、行政面積を福岡県で比べればそうかも分かんないですけど、日本全国の中では、その自治体によって、自分たちでこうあるべきだということを決めて、そして実際に、飯塚市と同じような面積のところでも、既に24人で議会が運営されているところもあるということです。その点から考えますと、私は24でも十分にやっつけていけるというふうに思っております。

ちなみに、参考までに、こんなことを付け加えさせていただいていいのかどうか分かりませんが、私は5千人に1人程度でいいんじゃないかということのを再三言ってきております。1市4町が合併した際に、議員定数をどうするか、合併特例法に基づいて、そのときの議員で、在任特例を使って、合併時は1市4町の議員が全員議員でありました。市会議員でありました。そのあと、市民の皆様からリコールを受けまして、議会を解散しまして、議員定数を見直した際にですね、そのとき選挙区を設けましたけど、1市4町という選挙区を設けましたけど、やはりそのとき、基本の数字は人口5千人で1人というふうにですね、その際も議員を選出してきておりますから、そういう流れを見ながら、今回は、5千人に1人でも十分飯塚市は、議会は運営できると思いますし、市政に対してきちっと市民の皆様の意見を伝えることができるというふうに考えております。

#### ○金子委員

広さからいうと10倍のところもあるけれども、やっつけていけるという答えだと分かりました。

また提案議員に質問いたします。さらに、この表を見てもみますと、標準財政規模、歳出決算の飯塚市議会議員の1人当たりの規模は、今でも最も大きいです。例えば1番小さいところだと、筑紫野市は、これは単位が100万なので、17億3700万ですね。それに対して、飯塚市は既に29億3900万となっております。24人に減らすとなると、筑紫野市の約倍の34億2900万と、約2倍の決算額を私たち議員が責任を持つということになります。これは、そもそもそのチェックをするという機能について、どうなのかなと思うんですけども、提案議員はどうお考えでしょうか。

#### ○道祖委員

眞鍋先生の12ページの表を見て質問されているんですね。質問議員にお伺いしますが、お伺いしていいですかね。例えばですね、いいですか、ここに標準財政規模というのがあります。344億2900万、これが飯塚市の標準財政規模であります。筑紫野市は208億4千万ということですよ。歳出決算額が823億1800万あって、筑紫野市は382億3100万ということなんですね。この歳出決算額というのは、どういうことかというのと、やはり投資的経費とかいろいろですね、そういうものが加算できているから、こういう金額になってくるわけです。ですから、投資的経費がなくなった場合、投資ができなくなった場合は、当然その金額は減ってくるということですね。あなたが言う言い方をすると、逆にお尋ねしますと、この標準財政規模、何億に対して何人の議員が必要なのかという計算式にも成り立つわけでありますので、その点から考えていきますと、財政規模が大きいから議員が多いほうがいいという議論にもならないんじゃないかと。財政規模が大きい、でもやはり議員を減らして、やはり適切に、市民のために財政が運営されているかというのもチェックしていく機能もやっぱり求められてきているんじゃないかというふうに思いますけれど。私はそういうふうに思っているんです。できると、できると思っている。だけど、あなたは財政規模が大きいとできないというふうに言われると、そこは見解の相違でありますから、何とも私は答弁のしようがないんですけど、標準財政規模というのを見ていけばですね、24でも十分やっつけていけるんじゃないかと私は思っております。

#### ○委員長

金子委員に申し上げます。質疑に際しては、自己の意見については、表明できない形になっ

ておりますので、ご注意ください。自己の意見に関しては、討論の中で行っていただきますようお願いいたします。

#### ○金子委員

では自己の意見を述べないでいきます。

また、同じ表で議会費も出されております。飯塚市議会議員の1人当たりの議会比は、28人では1番低いです。全国市議会議長会のホームページから市議会の実態調査で予算決算の項目を調べました。そうすると、令和4年度一般会計予算と議会費の比較が出ておりました。10万から20万人未満の人口の自治体、飯塚市のことですよ、では、平均590億7460万8千円の予算に対して、議会費の平均は3億5222万1千円で、平均割合は0.6%と明示されておりました。飯塚市では、もう1人のアドバイザー、土山教授が調べたところによりますと0.41%というふうに明記されております。

私も、もう一度、飯塚市の出されているものを調べてみました。そうすると、令和4年度の飯塚市の決算に係る主要な施策の成果説明書の中でも、令和3年度、4年度は0.4%、そして令和6年度の予算書でも0.4%となっております。飯塚市は、全国的に見ても、この一般会計に対する割合は0.4%で、平均が0.6%となるので、割合で言うと3分の2程度というふうに考えられます。ここで議員の削減がされると、さらにその割合は低くなると考えますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○道祖委員

議員はですね、市民の負託を受けていろいろなことを市政に要求いたします。例えば、この頃よく見られるのが、防犯灯を増やしてくれと。防犯灯、自治会の中の防犯灯は自治会が負担しているから、それを行政の負担にしてくれないかのような、いろいろな、単純に言えば要求は多いわけです。多いわけですね。それに対して、今回っている行政の中を考えていったときに、今の議会費が妥当なのか、妥当じゃないのかというよりも、私は、今の質問議員さんからいうと、予算規模からしたら議員の議会費が安過ぎると。平均の3分の2しかないから、それ以上、上げれというような質問に聞こえるんですけど、取り方ですけどね、取り方ですよ、取り方ですよ。別に今の現行の報酬でも別に差し支えはない。しかし差し支えないで、行政運営をやられている。そしてなおかつ、市民の方は、それ以上のことを市政に求めてきていると。その中で、財政のあり方というのは、どういうふうにあるべきか考えていったときに、現状の全国に比較して、ここに書いているように、議会費が低いから、低いから悪いという判断には成り立たない。私は低いなら低いでも十分やっていけるのであるならば、低いでも構わないというふうに私は思っていますということですね。

#### ○金子委員

私は別に低いのが悪いとは言っていないので、それだけは申し添えます。

では、この眞鍋教授は、最後の報告書の15ページですね、15ページの結論の3について、議員定数に関する類似団体との比較をもって、飯塚市議会の議員定数の増減を判断する根拠とはなりにくい。なぜなら、人口、面積、財政状況などの指数からは、議員定数を増化、現状維持あるいは減少のいずれの主張においても、その根拠となり得る数値を示していると言われております。提案議員は、人口比に比べては、ほかのところよりは、今は多いのでやっていける。だけど、ほかの面積や財政規模、議会費については、それぞれ考えればいいというふうに聞こえますけど、これについて、この最後の眞鍋教授の意見については、どのようにお考えでしょうか。

#### ○道祖委員

だからここに書いてあるじゃないですか、大学の先生が。議員定数に関する類似団体との比較をもって、飯塚市議会の議員定数の削減を判断する根拠とはなりにくい。なぜなら、人口、面積、財政状況などの指数は、議員定数の増加、現状維持あるいは減少のいずれの主張におい

ても、その根拠となり得る数値を示しているからである。どれをとってもそれは言えるんです。だからその中で、議員として私は将来の飯塚市のあり方を考えていったときに、議員1人当たりの人口5千人程度で、十分に行政に対して、市民の意見は伝えることができる。市会議員は市民の代弁者でありますから、代弁者は、ほかのところでは5千人に1人規模でやっているから、代弁者として十分機能するためには5千人程度でよろしいんじゃないかと、飯塚市の規模でいきますと、それでいいんじゃないかということをおっしゃっていただいているわけでもあります。

#### ○金子委員

この眞鍋教授は、3つの、人口、面積、財政状況などの視点、この3つを挙げても、増加、現状維持、減少、それぞれの主張が認められるということですが、今の提案者の話を聞くと、自分は人口比のことは5千人でやっていけるというふうに、私から聞くと矛盾しているように聞こえますけど、その辺は矛盾がないんでしょうか。

#### ○道祖委員

それは見解の相違でしょう。あなたの見解と、私は自分が経験してきた内容と、選挙に出るときに公約をきちっと整理して、公約どおりこうあるべきだということを訴えているわけですから、それは、あなたが私の提案が違うということだったら、見解の相違としか言えないというふうに思います。

それと眞鍋先生のことでもいろいろ書いてあれですけど、改めて読んでみますとですね、議員定数を判断する上で、いいですか、結論の1、こういうふうにも書いていますね。最も考慮に入れるべき数値としては、飯塚市の人口減少傾向である。人口が減少していく傾向にもかかわらず、議員定数を維持するということは説得力を持たない。中間型議会を前提とする限り、人口減に対応した議員定数とすることは妥当だからである。ただし、飯塚市議会が多数代表制議会を将来的に描くならば別であるが、そうした姿を現時点では見ることはできないというふうにおっしゃってあります。

2、財政の観点から議員定数を削減することについては、飯塚市の財政規模からすれば、4名の定数削減による財政効果はそれほど大きく貢献するものとは考えられない。しかしながら、議員定数削減による議会費削減を他の事業に充てることができると考えれば、その削減の意味があることは十分に考えられる。というふうに、1と2ではうたっておりますよね。こういうことから考えますと、私は、最終的に、3のことは先ほど言いましたけれど、先生は、以上により総合的に検討した結果、飯塚市議会の議員定数を削減することについては妥当であると判断する。ただし、議会による住民意思の調達と、議会内での熟議による住民意思の反映については、飯塚市議会では、自ら議員の努力によって現状を改善していく余地が大きいと考える。なぜなら、議員定数を削減すればその傾向がより強まることが懸念されるからである。よって、定数削減問題が結審を見た後には、今後議会における住民意思の調達と反映並びに熟議のあり方について十分議会内で検討されていくことを記載したいというふうにおっしゃってあります。

これはどういうことかということですけど、以前も私、議会基本条例を提案させていただいておりますけど、今回のこの1年間の議論の中でも、住民の声を聞くことが大事だということは再三言われております。であるならば、この議員定数についての結論をもってですね、次は、やはり議会基本条例の制定に向けて、議会は全員一致となつてですね、前向きに取り組んでいって、ここに先生が書いているように、議会における住民意思の調達と反映並びに熟議のあり方について、十分に議会内で検討していくべきだというふうに考えております。

(「議事進行について」と発言する者あり)

#### ○道祖委員

私が質問者に答弁しておるときに、傍聴席からいろいろ聞こえてきます。私も緊張して答弁しておりますので、答弁を間違えることがあります。傍聴者の方にですね、どうぞ静かに傍聴

していただきますようお願いしてください。

○委員長

傍聴者に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○金子委員

今、提案議員が申されましたように、おっしゃいましたように、この眞鍋教授は最後のところに、確かに眞鍋教授は、この議員定数を削減することについては妥当であると判断すると書いてありますが、4人だということは明確には書いていないというふうに取り取れます。そして、その後、ただしというところで、先ほど提案議員が言われました、議員定数を——、ここですよ。ただし、議会による住民意思の調達と、議会内での熟議による住民意思の反映については、飯塚市議会では自ら議員の努力によって現状を改善していく余地が大きいと考えるのとあります。なぜなら、議員定数を削減すれば、その傾向がより強まることが懸念されるからであるとも書いてあります。

再度お聞きいたします。こうならないために、しっかりと、先ほど提案議員がおっしゃいましたように、この議会による住民意思の調達、議会内での熟議による住民意思の反映を、私たちはしっかり考えなくてはいけないと考えます。その道筋について、何か考えてあれば、もう一度おっしゃってください。

○道祖委員

既に私は前回の4年間の期間の中においてですね、議会の、やはり議員の意思疎通、そして市民の意見を聞くために議会基本条例の制定をし、それに従って、議会と市民との間の意見調整といいますか、意見交換会といいますか、そういうことを行い、そして、市民の皆様の意見を行政に伝えるべきだということで、議会基本条例の制定を求める条例を提出させていただきました。それがあればですね、こういう議論も十分に進んでいたのではないかと思いますけれど、それが残念なことに、議会基本条例の制定については否決されました。されど、私は、この議員定数の提案が、条例が、結論が出たならば、後日の機会に、議員提出議案として議会基本条例を提案させていただきたいと思います。なお、議長においては、議会運営委員会に諮問されておりますけれど、この1年間、何らその方向性が見えておりませんので、私は、議会基本条例を議員提出議案として提案したいというふうに思っております。

○金子委員

はい、分かりました。では、別のアドバイザーの方の内容について質問させていただきます。土山教授の分です。土山教授は、1番初めのところで、2ページには、代表制と合議制について着目し、検討していくというふうに書いてありました。そこで、すごく代表制と合議制についてという視点で書かれている内容だなと思って拝見しておりましたが、その報告書の14ページに、(1)定数削減をめぐって、定数減の必要性よりも代表性の減退という懸念がある状況であるというふうに指摘されております。

このことについて、提案議員はどのようにお考えなのか、お聞かせをお願いいたします。

○道祖委員

私は結論のところしか見ておりません。いろいろな考え方についてはあると思うんですけど、考え方は考え方として参考にはいたしますけれど、今回の提案に対して、条例改正提案に対しての結論を考えてみますと、どうあるべきだということのはっきり、議員定数は減らせ、増やせ、現行のままというふうには書かれてないように理解するんですけど、ここに書かれているのもですね、恐らく市民と議会がちゃんと意見交換をしながら、市民の声を行政に反映するシステムを構築しなさいというふうに、最終的には述べられているというふうに理解しております。それは、あなたと私の読み込み方の違いかも知れませんが、結論から言うと、そういうふうに私は捕らまえています。

(「議事進行」と発言する者あり)

## ○藤間委員

これ、議長に対するご提案でございます。ほかの質問者もいらっしゃいますので、今すぐには言いませんが、適宜、進行に関して、時間なり、議論の深さなりを区切っていただいて、討論で進んでいただくのがいいんじゃないかと思えます。

理由が2点あります。1点目に関しては、当然ルールとしては、おっしゃったとおり、自己の意見を述べることはできないという話がございます。しかしながら、質問と意見とは紙一重でございます。例えば、質問というていをとっていても、この資料でこういうふうに書いておりますが、どう思いますかというのは、その資料の引用の意見の肯定にほかならず、実質的な意見になっていると。1つ目としては、実質これ皆さんも感じていると思うんですが、討論になっていますというところで、本来、討論のフェーズである質疑から討論に進んでいただきたいというのが、1点目の理由です。

2点目の理由ですが、今回の案件の性質でございます。今回の案件としては、この議員の中には、24に減らしたほうがいいと思う人もいれば、28人で良いと、この2パターンいるかと思えます。ただ、この質問という構図を考えますと、どうしても、24を提案した提案議員に対して、その立場と反対する方が質問するという形になりますので、すなわち、この提案に反対、28でいいと思う方に関しては論点を区切っているような質問ができるんですけども、提案でいいよと、私のように24に減らすべきだと思っている議員としては、何もこう質問も論点も選ぶ場もないので、これ実質的には28、24という立場がありつつ、減らしたくないなどと思う人の意見を述べる場になっているというところで、2つ目の理由として、構造上、反対する人の議論の場になっているというこの2つの性質を考えますと、この質問をずっと続けるというところは、実質は討論になっていますので、一定の議事進行をお願いできれば思っております。いかがでしょうか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

## ○川上委員

私はいい質問と答弁になっておるのではないかと思うんですね。通常の飯塚市議会の議会運営のあり方として、手を挙げて、質問、発言を求める。で、議長の許可を受けて発言をするというルールで今行っているわけですから、何ら問題はないと思うわけですね。このまま続行してください。

## ○委員長

今、進行の分について藤間委員からございましたので、委員長からそれについてお答えいたしますが、質疑については、基本、受けるというふうな形でございます。それについては、この委員会だけではなく、ほかの委員会も同様で、言われるように、そういった構図に見えるかもしれませんが、それがあつての意味、委員会運営でありますので、ご了承ください。

ただ、当然のことながら、質疑はありませんかと言ったときに、複数手が挙がる場合がございます。そのときについては、適宜、私のほうで指名をしてというような形になることは、ご了承ください。

ほかに質疑はありませんか。

## ○金子委員

では、質問を続けさせていただきます。土山教授は、最後のところにも述べられておりましたが、途中でも、11ページでも述べられていたかと思うんですが、文脈を踏まえ——、ここですね、アンケートについての——、1番最後のところ、14ページのところに、(2)ですね。ここの部分では、当事者でもある市民に対する議会としての説明責任また応答責任が十分に果たされていない現状であり、時期尚早である。市民との対話をめぐっては、以下を議会における定数の議論と前提して行うことが必要であることということで、その必要な内容として、議会として、「なぜ(背景となる条件)」「どのような議会のあり方を目指して(目

的)」「24人で(手段)」定数減を検討しているかを整理しというふうに書いてあります。

このことについては、私たち議会議員がそれぞれ答えを持っていないと考えております。すみません、これは私の考えですけれども、提案議員はどのように、この背景となる条件、目的、手段を考えているのか、考えがあればお聞かせください。

#### ○道祖委員

議員定数の削減については、昨年6月の議会に提出させていただきましたけれど、この問題については、その前の4年前に議員提出議案として、28から24に改正する議案を提出させていただきました。その際は、28から24は可決されました。しかし、選挙前、約1年前でしたか。これは24から28に戻すというふうな提案がされて、そして28というふうになったわけです、戻って。そして、昨年4月に改めて選挙が行われたといういきさつがあります。私が何を言いたいかというと、既に前回の、昨年の市議会議員選挙ではなく、その前の市議会議員選挙のときに、公約として、議員定数削減について、自分の考えを市民の皆様を示してきました。そして、議会に送っていただいたというふうに理解しております。そして、もろもろの経過を受けて、昨年4月に選挙がありましたが、この際にも、議員定数削減については公約として述べ、今回も議会に送っていただいております。公約どおり、議員提出議案を出させていただきます。だから、昨日、今日出したわけではないということです。まず第1に理解していただきたいのは、時期尚早であるというふうに言われておりますが、私は私の後援会の皆さんに、5年前、6年前からこういうことは全部説明してきたといういきさつがあります。皆さん方も24から28にしたいいきさつがありますから、当然、市民の皆様には、議会は議員定数の削減については、反対なら反対、元に戻すなら戻すという説明責任を行われたんだと思います。

それで、私は今回改めて、前回の提案のときを踏まえて、1年をかけて十分に市民の意見を聞き、市民の皆様アンケート等、そういうやり方でもいいから市民の皆様意見を聞き、そして、1年をかけてですね、十分議論をして結論を出していただきますよというのを申し上げて、今日に至っておるわけです。だから、時期尚早であるとかですね、市民との対話をめぐっては、議会における定数の議論の前提として行うことが必要である。これはですね、既になされてきているというふうには私は思っているんですよ。議会として、「なぜ(背景となる条件)」「どのような議会のあり方を目指して(目的)」「24人で(手段)」とかいろいろ書かれております。財政のことも書かれております。この間、皆さん説明されて、この1年間議論して今日に至っているのではないかと思います。だから、大学の先生、土山先生が言われることは御無理ごもっともですけど、これがなされてないということならば、議会は、この問題について、自分の身分等についてですね、十分に説明されてないというふうに否定されるようになりますけれど、私は皆さんこの1年間十分に説明されてきたんではないかと思っていますよ。

#### ○金子委員

私の質問は、なぜ、どんな目的で、24という手段でというふうにお聞きしました。背景というところは分かりました。しかし、その目的、どのようなあり方を目指してというところについては答えられていないと思いますので、なぜ、どのような議会のあり方を目指しているのか、提案議員のお答えをお願いいたします。

#### ○道祖委員

再三言わせていただきますけど、私は、議会の議員がですね、2元制とかいうことを言われてきております。そして全国でも議会基本条例が制定され、いろいろ行政の課題について、市民の意見についてはですね、全員協議会等、議員が一丸となって、一丸となってというか、委員会ごとではなくてですね、全員で協議する場も設けようという議会基本条例の内容を出させていただいたと記憶しておりますけれど、そういうことをしてこなかったことがですね、こう

いうことを指摘されているんだと思います。私は、議会基本条例の中にですね、議員同士の意見討論をするべきだということを書いてきたつもりでありますけれど、それを否定されたんです。そのことが肯定されておるならば、そういう問題は、ここまでこういうふうにもつれることはなかったのではないかというふうに思っております。

○金子委員

提案議員は、意見交換会や議会の討論、議員での討論の場が必要だったというふうにおっしゃっておりますけども、今回、この議員の定数を考えるに当たって意見交換会は持たれませんでした。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○道祖委員

私は、私の考えを示させていただいております。そして自分は自分なりの、自分の後援会、応援してくれる方々には説明してきておると思います。それは、議会として市民全体に対しての、議会全体として市民全体に対する意見交換会というのがなされましたか。それは議長の取り計らいなり、委員会の委員長の取り計らいで行われているならば、私は出席いたしましたけれど、それは、詭弁と言われるかも知りませんが、それは一部の人たちが、自分たちの意見、分かりませんが、私はそういう主催者が違うことについては、私は出ていません。

○金子委員

意見交換会に関しては提案させていただいておりますけども、それが通らなかったという経緯があったと思います。

では、最後になります。最後、佐々木教授の報告書についてです。佐々木教授もはっきりとその答えは出されてなかったと私も感じておりますが、その報告書の4ページですね。佐々木教授は、2ページのところでは、ズバリ、定数は減らしたほうがよいという結論ではないかと思えますということですが、これは調査結果を見るとということ、自分の意見ではなくという感じを受けております。また、26でもいいのではないかというところが何個かあるし、また、30でもいいのではないか、あるいは、人件費抑制などの点からすると22、20に絞る少数精鋭形での議会でいくと言うなら、旧4町の声も十分市政に反映できる活動システムを入れるなら、アリでしょうというふうな言い方で、24がいいというふうなことは、はっきりとは言われていません。3ページには市議は1市当たり平均24名という、大まかなところは言われています。

そこで、最後の質問になりますけども、佐々木教授は4ページの中段ぐらいのところですね。要は、どのような哲学を持って議員定数を決めるかですというふうに言われております。最後の質問です。提案議員の議員定数を決めるに当たり、その哲学をお聞かせください。

○道祖委員

議員は市民の代弁者でありますから、市民の意見を行政に伝えるということが大事だというふうに思っております。でありますから、私はその中で、財政規模、人口規模に合った形で活動するべきだというふうに思っておりますので、哲学といいますか、私は、何ら議員が少なくともその考え方に立って行われるならば、問題ないというふうに思っています。この哲学というのがよく分かりませんが、私は、はっきり言って大学の先生の考えている哲学というのがどういふ哲学か分かっておりません。ただ私は、議員として今日まで市民の代弁者として、市民の声を聞きながら行政にいろんな形で市民の声を伝えていき、そして行政に反映させていただいてきたというふうに自負しております。それが私の哲学でありますから、それをもって考えていくのなら、28から24に減らしても、別に支障ないという考えを持っていますと言うしかないんですけど、答弁になっていますかね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。おはようございます。議案提出者、道祖満議員にお尋ねを、これからしていきます。まず、現行の定数28を――

○委員長

川上委員、申し訳ございません。ちょっと一旦休憩、暫時休憩させてください。すいません。暫時休憩いたします。

休 憩 10:57

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○川上委員

改めて、日本共産党の川上直喜です。議案提出者の道祖満議員にお尋ねします。以下お尋ねします。まず、この間、委員会でも議案審査の折に触れておりました「陳情第13号 議員定数のあり方調査特別委員会に関する陳情書」についてであります。ここにどういう立場で陳情するかというのが、冒頭書いてあります。市政発展に向けてのご奮闘に敬意を表しますと書いた後、憲法第16条、これは国民の請願権を規定したものですけれども、続けて請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づきと書いてあるわけですね。以下述べた後、提案事項が5項目あります。

それで、この点について提案者は、どういうふうな受け止めをされたのか。このことは、依然としてこの議案を撤回せず、採決を求めていくという立場と両立するかという問題がありますので、お尋ねするわけです。

○道祖委員

陳情13号の中身についての質問だと思いますけど、これについてはですね、この1年間において、この陳情事項について、委員会でどういうふうに取り扱っていくかということについては、この委員会の総意の下で審議されてきたというふうに理解しておりますけど、それによるのでしょうか。

○川上委員

私は道祖議員が議案を提出されたときに、最初に、市民の意見を聞く、住民の皆さんの意見を聞く手法の問題の一つとして、アンケートを考えておるということでしたので、それだけですかという質問をしたことがあるわけです。後に、これは、令和5年、昨年、2023年8月31日付けで提出されたものですね。この中には、情報の提供を適切に行うこと。それから、これ1ですね。2として、市内12か所の交流センターで意見交換会を開催すること。第3は、大会場のコスモスコモンで、学識経験者及び代表議員及び市民参加で討論会を開催する。4、調査特別委員会で、市民に発言の機会を与え、意見を聞く場を設ける。そして5として定数削減に関する市民アンケートの実施を行い、実態を把握する。これについては18歳以上の市民より無作為に5千名程度にアンケートを実施するというような内容になっているわけですね。

それで、提出議員は覚えてあると思いますけれども、私はそれぞれにつき委員会に提案をしたことがあります。それは全て不採択となったわけです。否決されたわけですが、道祖委員は、この陳情については、あなた自身の支援者からのものだという受け止めをしていますか。

○道祖委員

陳情者が支援してくれているか、してくれてないか、私は確認したことはありませんので、支援者ですかと言われたら、それは私は分かりませんが、ただ、議会の議員の定数のあり方については減らすべきだというふうな考えをお持ちだというご意見は聞いております。今、質問委員がおっしゃいましたけれど、この内容については、当委員会の中で一つずつどういう取扱いをしますかということで諮られておりますので、委員会の総意として今日が来ているというふうに理解しておりますけれど。

○川上委員

私の先ほどの質問に、受け止めに誤解があってはいけないので、改めて言いますけれども、この陳情者が提出者道祖満議員の支援者であるかどうかということを知ったわけではありません。道祖満議員がそのように受け止めているのかと聞いたわけですね。なぜ、この質問したかという、先ほど金子加代議員との質疑、答弁との関係で、自分は自分の支援者の意見を聞いたんだと。それだけだという強調がありました。それも、昨日、今日の話ではなくて、一貫して支援者の声を聞いて提案してきたんだということだったから聞いたわけですね。そこで、先ほど川上の提案が委員会で総意として不採択になったんだという趣旨の発言ですけれども、道祖満議員は、この陳情13号に基づいた提案に対し、どういう態度を取ったか、覚えてありますか。

○道祖委員

恐らく全てにおいて、議会の総意のほうに賛成しているんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと一つ一つどういう議案であったのかというのを、定かに覚えておりません。それで何とも答えようがないというのが正直なところです。

○川上委員

実は私は記憶しているわけですよ、提案者だから。この陳情13号に基づく方策についての提案者だから、議案提出者である道祖議員がどういう態度を取ったか覚えているわけですね。それで全て反対されております。それで、そうなりますとね、先ほど言ったことと重なってくるわけなんですけど、つまり、今なお、議案提出者として、採決を求めていく立場が存在するかということになるんですね。つまりですね。議案書お読みになってください、提出議案。そこに提案理由がありますよね。確認できますか。提案理由には次のように書いてあるでしょう。今定例会において、これは昨年の6月議会のことですね。今定例会において即決することなく、議員定数のあり方について、広く市民の意見を聞いたうえでとあるわけですね。全議員による協議を行い、1年後を目途に結論を出していただくことを提案いたします。というわけですね。覚えてありますか。

○道祖委員

提案理由はそのように書いております。言っております。

○川上委員

ですから、提案理由のとおりであればですね、これ、議案に書いてあるんですからね。議員定数のあり方について、広く市民の意見を聞いたうえで、全議員による協議を行い、1年を目途に結論を出していただくというわけですから、先ほど金子加代議員とのやりとりの中で、広く市民の意見を聞いていないということをお認めになったし、自分自身も支援者の声は聞いているんだという話ですので、これはもう議案提出、採決を求めていく立場が、今の段階では成立しないのではないかなと思うわけなんですけど、見解を伺いたいし、この際、撤回を表明するわけにはいきませんか。

○道祖委員

撤回はいたしません。広く市民の意見を聞くということですけど、たしかアンケートも取りましたし、大学の先生の見聞も聞くように、ちゃんと皆さんの総意の下で、この1年間動いております。私は、広く市民の意見の聞き方はいろいろあるかと思いますが、そういう意味では、皆さんがどういう形でいいということ、提案を誰もされていなかった。どういう形ですべきだということで、賛同が得なかったから、私としてはアンケートの結果をもって、アンケートのとり方等についてはいろいろ提案しましたし、十分ではないかというふうに思っております。

○川上委員

ということは、議案は撤回しませんよということですかね。

○道祖委員

議員提出議案は撤回いたしません。

○川上委員

それでは、これから質問がまた始まるんですけど、まず憲法第16条、請願権の行使という趣旨で提出された陳情なわけですけども、その1番の情報発信というのは、委員会あるいは議会として、市民に適切に行われたと思われませんか。

○道祖委員

私は、当委員会の総意で、この1年間、物事が進んできたというふうに思っております。

○川上委員

それは答弁ですか。1項目にね、飯塚市の市報等で、議員定数に関する情報をできるだけ分かりやすく市民に発信すると書いてある行為は、議会によって行われたかと思うか、ということを知りたいわけですか。

○道祖委員

それについても、当委員会の総意の中で、今日まで来たというふうに理解しております。

○川上委員

総意の中で、このことが発信されたというわけですね。いいですか、その発言で。

○道祖委員

私は、独断と偏見で、この委員会でものを言っているつもりはありませんので、委員会として、これは、陳情は議長あてに来て、議会としてどういうふうにするかということであると思うので、当委員会で判断された内容に従って今日に来ていていると思っておりますけれども。

○川上委員

道祖議員が、提出者が、そう判断する事実を伝えて、ここでおっしゃってください。飯塚市の市報等で、議員定数に関する情報をできるだけ分かりやすく市民に発信するというための行為が、議会としてどのようになされたのか、事実をお知らせください。

○道祖委員

申し訳ないんですけど、それは委員長が取りまとめているから、委員長にお尋ねになってください。

○川上委員

今の発言は、自分は分からないという発言でしょうか。

○道祖委員

再三、申し上げますけど、私は委員会に出席して、委員会の総意に基づいて事が進められてきたというふうに理解しております。その進め方については、いろいろ議論があったかと思いますが、その総意でもって今日が来ているというふうに理解しておりますので、この1項目ずつに、どうだこうだというのは、どういうふうに答弁していいのかよく分かりません。

○川上委員

私の質問の意味が分かりにくいようですので、もう一度言いますが、道祖議員が提出した議案の中に、提案理由が書いてあって、その中に、議員定数のあり方について広く市民の意見を聞いたうえでということになっているわけですね。私は最初から、この議案が出たときにお尋ねしました。広く市民の意見を聞くというのはね、もちろん情報の発信が、正確な確かな情報の発信が前提になるけれども、この行為は一定期間の時間がかかるのは当然であって、それを1年後を目途にと時間を限定することについては、矛盾はないかという指摘をしたわけですね。そういうことで、今の質問をしているわけです。ですから、自己の提案理由の重要な期日と、この間の議会の行為が、果たされていないということが、今、第1の点では明らかになっています。

次に、かなり有効な提案だったと思います。市内12か所の交流センターでの意見交換会、

大会場コスモスコモンでの学識経験者及び代表議員及び市民参加で討論会。4、本調査特別委員会で市民（陳情者等）に発言の機会を与え意見を聞く場を設ける。これらは、この議案に書き込んでいる議案の一部ですよね。広く市民の意見を聞くと、広く市民の意見を聞いたうえでという点から言えば、必須の議会としての行為だったわけです。それを、提出者自らそれを否定し、委員会の多数がこれを否定していくという審議の到達になっているわけですよ。それで、その点でいえば、今の段階では到底、採決をするレベルまでいっていないのではないかと考えるわけです。そう思わないか、撤回をしようと思わないのか、改めて聞きます。

○道祖委員

提案理由としてですね、ここに確かに広く市民の意見を聞いたうえで、全議員による協議を行い、1年を目途に結論を出していただくことを提案いたしますというふうにさせていただいております。でありまして、それがために、この特別委員会が全議員で構成されました。その中で、委員会の運営のあり方については、全員の総意をもって行われておりますので、私は提案しておりますけれど、あなたが提案されたことについて、全て否定されたということですけど、ちょっと私も失念している点があるんで何とも言えませんけれど、ただ全員による協議を行いということで、その都度その都度、委員長のほうで丁寧に取り計らいを行って、今日に来ているというふうに思っておりますので、だから、提出者としては条例議案を撤回するつもりはありません。

○川上委員

この提案理由の中にはですね、1年後を目途に結論を出していただくことを提案いたしますと、1年後を目途にというわけですから、1年後といえ、この6月定例会になるわけですけども、目途にと書いてあるので、までに必ずとかいうふうに提案しているわけではないわけですよね。しかも、いつ採決を行うかについては、議会が決めることであって、提出者が決めることではないわけですよね。そう考えてくると、提出者が広く市民の意見を聞いたうえでと書いているのに、自らが、それは議会の多数を構成することになるんですけども、広く市民の意見を聞くうえで重要と思われる陳情第13号の1から4、5の項目につき、反対していくと。そして、それがまだ、いまだ実現していないという点で言えばですね、今からでも、今日の我々の到達を踏まえてですね、1から4につき改めて行くと。場合によって、その結果によってですね、5項目の住民市民アンケートについて、第2次アンケートを行うというようなこともあり得ると思うわけです。そういう考え方、道祖議員は嫌ですか。

○道祖委員

これはですね、個人的にどうだこうだという話をされるよりもね、質問議員が、議員として提案されて、皆さんにお諮りして進めていくべきことであって、あなたの意見に賛成しないと駄目だというような声に聞こえてしまうわけですよね。それは違うんじゃないですか。質問議員がそういう考えであるならば、そういうことを提案されて、全員の議員の中で、どういうふうに取り扱うかということをお諮りいただければよろしいんじゃないですか。一応、私は、1年後を目途に結論を出していただくことを提案いたします。お願いしておりますから、だから、その期限が、この6月議会だというふうに理解しております。ということでもありますので、よろしいですか。

○川上委員

ということは、提出者としては本日の特別委員会での採決にこだわるわけではないということと理解してよろしいですか。

○道祖委員

再三、言っておりますけど、提案は1年を目途に結論を出していただきたいということで、こだわっているのは、こだわっているんですよ。あなたはこだわっていないかも分らんけど、私はちゃんと明記しているから、1年ということにこだわっているんです。結論を出してくだ

さい。それをどうするかというのは、全員のこの委員会の総意で今日まで来ていますし、誰かが提案すれば、それはまた変わってくるかも分かりませんし、それは委員長に対しての取り計らいをお願いするべきであって、質問議員に申し上げますけど、提案者にどう思いますか、こう思いますかと言われるよりも、まず、こうあるべきだということを委員長に提案するべきだというふうに私は理解しておりますけど。

○委員長

ちょっと説明のために、暫時休憩いたします。

休 憩 11：30

再 開 11：33

委員会を再開いたします。

○川上委員

道祖委員もなかなか記憶がね、甦らないというところもあるようにお見受けいたしますけれども、はっきりしているのはね、議案の改正部分の本体と同時に、提案理由についても議案の一部を構成する重要なものなんですよ。その中で、道祖議員は、先ほど1年後を目途に結論を出していただくことを書いているし、言っているの、ぜひお願いしますというような趣旨でしたけど、ここにはこだわらなくても、前段の、私が先ほどから指摘している広く市民の意見を聞いたうえでということについてはこだわらないと、現実に1項から4項までの行為は、議会としては提案があったにもかかわらず行われていない。このことに鑑みれば、この議案に関する審査は、まだ途中であるという認識ということになりますけど、道祖議員はそういう認識でよろしいですか。

○道祖委員

再三、申し上げますが、私はこの1年間、議案を提案して1年を目途に結論を出していただきたい。そして、この場の全員参加の議員の中で、この1年間、総意の下で、賛否はありますけれど、総意の下で委員会運営が行われてきて、今日に至っていると思っておりますので、私としましては、1年を目途ということで結論を出していただきたいと考えております。

○川上委員

提出者は自らの、これ賛同者が佐藤清和議員と田中武春議員ですからね。当時、全員、立憲民主の会派ですよ。それでね、自らが提出し、賛同者も同一会派の議員が2人賛同しているにもかかわらず、提案理由の要件が整ってないのにね、採決だけを求めていこうとするのは、市民の目から見て、そういうやり方というのは、要するに広く市民の意見は聞かない。そして議会多数派が思うとおりに計っていくと。そういうふうに道祖議員、映るんじゃないですか。

○道祖委員

再三、言いますけれど、委員会運営については、全員の総意の下で、委員長が丁寧に運営をされて今日に来ていると思っておりますので、そういう考えです。

○川上委員

そうしますと、傍聴されている市民の皆さん、ユーチューブ視聴されている市民の皆さんにも、ぜひ聞いてほしいんですけども、このようにして議員定数が現在の28から24になった場合、どういう議会がそこでつくられるかということを考えていただきたいと思うわけです。住民が主役の、主権者としての、住民の権限の上に成り立つよって立つ議会なのかね。それとも、議会の多数が自律的に、少ないほうがいいよと、多いほうがいいよというようなことで、勝手に歩いていく、そういう議会が、削減されて24人の議会ができたときには、そうなるのではないかと心配するわけですよ。心配でしょう。道祖議員、そんな議会にね、この24人になったら、なってしまうんじゃないですか。（拍手する者あり）

○委員長

傍聴人にも申し上げます。拍手もおやめください。あと、川上委員、質疑に当たっては自己

の意見を述べる事ができないとなっておりますので、ご注意ください。

○道祖委員

先ほども金子議員の質問に対して答弁させていただきましたけれど、この議員定数削減については、1年前に改正議案は出ささせていただいておりますけれど、4年前の選挙後にですね、提案させていただいております。そのときに、28から24にすることについては採決していただきまして、24が確定したわけです。そして、先ほども言いましたけど、選挙前、1年前ぐらいにですね、新たなご意見が出て、24から28に戻したわけです。だけど、その経過においては、おっしゃる意味合いで言うならば、広く市民の意見を聞いて28人戻したのかというと、そこにも疑問があるわけでごさいます。私はそういう過去4年間も踏まえて、今年の6月に、選挙後、改めて市民の意見を広く聞いて、全議員による議論を行い、協議を行いという形をお願いをして、1年間、今日まで来ているわけでごさいますので、私は手続はきちっと踏んできて、議員として、議会として、委員会として、きちっと手続は踏まれてきて今日に至っているというふうに思っております。

○川上委員

私の質問には答えていただけていないと思うわけですが。ただ、その発言の中で、24を28に戻すときにも、市民の意見は聞いていないというような発言がありましたけど、憲法16条に基づく請願権、地方自治法に基づく請願行為で出された請願を、飯塚市議会は採択して、それを踏まえてですね、24を28に戻す議案が提出され、可決されたという経過があるわけです。請願権が議会を動かしたということは指摘しておきたいと思うんですが。

ところで、今回の議案提出の理由説明の中で、道祖議員は、基本的に議員を4人削減することによる財政効果をのみ強調して、そこにメリットがあるんだという強調だったと思えますけど、間違いはないですか。

○道祖委員

8月4日の議事録、会議録だけ手元にありますが、提案理由のときは、財政の話は、提案理由ではしていない——、しておりませんね。確認します限り、先ほども申し上げましたけど、提案理由は、金子議員のときに読み上げさせていただきましたけど、財政の話は、提案のときはしていません。

○川上委員

提案のときに財政効果については発言してないということですかね。

○道祖委員

ちょっと、私も議事録を読み込んでおりませんので、それは申し訳ありませんが、委員長に取り計らいをしていただいて、質問委員のほうから事務局のほうに議事録の確認をお願いしてください。

○川上委員

財政効果のことについての発言はなかったんですか。

○委員長

事務局に確認ですか、川上議員、今の分は。

○川上委員

次に行きますけども、道祖議員の提案理由説明、その後の質問に対する答弁の中では、24人でもできるという言い方で、消極的メリットの強調がありました。それについては、またお尋ねすることもあるんですけども、現行28を24に4人削減することによるデメリットについては、どのようにお考えでしょうか。

○道祖委員

28を24にしたら、何かデメリットがあるかということですか。そういう質問でしたか、委員長。私はデメリットはないと思います。1人当たりの人口が5千人規模でお願いしていま

すけど、それが現状が4千何百人のところ、単純に言えばね、1人当たりの人口が増えますから、議員としては、一所懸命、市民の声を聞く努力をしていくべき点が出てくるとは思っておりますけれど、デメリットというふうには考えておりません。

○委員長

川上議員、申し訳ありません。先ほどの財政効果の分に関しては、事務局に対しての質疑としてお願いするのかどうか。その点はいかがですか。（発言する者あり）しないですね。分かりました。

○川上委員

そうすると、道祖議員は飯塚市議会は24人でもやっていけるという強調はあるが、私に言わせれば、道祖議員の消極的デメリットという表現がありますけど、メリットだと、消極的メリットが、デメリットはありませんということで確認していいですか。

○道祖委員

はい、私はそう思っております。

○川上委員

デメリットというのは、立場によってメリットにもなるし、デメリットにもなる可能性はあるわけです。その点については、先ほど市民の意見は聞かないけども、議会多数派が押し切っていけばということになればね、できた議会はそういう議会ができるということは、市民にとっては重大なデメリットだと思うわけだけど。

それで、この24に削減する議案が、条例改正が可決した場合ですね、適用はいつからというお考えがあるんでしょうか。

○道祖委員

当然、次回の改選のときというふうには考えております。

○川上委員

次回というのは3年後の定例改選。場合によって、その前の改選があるかもしれませんけれども、とにかく定例改選でなくても、次のということでしょうか。

○道祖委員

基本的には、私は定例の3年後の改選というふうには考えております。ご指摘のように、何かイレギュラーがあった場合は、それについては、また条例の実施時期というのが明記されるはずですから、明記されたものに対しては、それは、また議会のほうでいろいろなご意見が出てくる可能性はあるかと思っておりますけれど、私が今考えているのは、次回の改選からです。

○委員長

今の点について委員長として補足説明しておきます。議員提出議案第7号には、附則において、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとなっております。補欠選挙に関しては、関係ございません。よろしいですか。

○川上委員

となれば、可能性が高いのは3年後、2027年4月の市議会議員選挙ということになります。実は、恐らくは、その前月、つまり2027年の3月までには、本市のまちづくりの最高位の計画である総合計画、第3次版10か年計画が策定されるだろうと思うわけですね。つまり、27年4月に改選される議会の仕事の基本はですね、前月策定される10か年計画、第3次総合計画に基づいて、まちづくりをどう進めていくのか、きちんとチェックするという仕事になると思います。この仕事に、我々がいるかどうか分かりませんが、ここにおけるメンバーがいるかどうか分かりませんが、24人でね、その先の10年、つまり2037年までの飯塚市のまちづくりについて、議会の側からの責任を負うということになるんだけど、その認識はおありですか。

○道祖委員

議会で議案が提案されたら、当然、取り組んでいかなくてはいけないんじゃないですか。

○川上委員

提案されたらというか、第3次総合計画の序論部分については、議決対象になってくると思います。それを、今、執行部がこれから数年後のことですので、作業に武井市長のもとで入っていくわけですが、その序論部分について審査、採決に臨むのは、今ここにいるのは27人ですが、27人ということになるわけですね。採決して総合計画が決まった翌月に行われる市議会議員選挙で24人が選出されるということに、道祖さんの提案ではなるんだけど、そのメンバーで仕事をしていくと。より少数化してやっていくということになっていくんだけど、事実関係ではそういうことになりますよね。それから、もう1つ、今は消極的デメリットの話ですよ。

もう1つね、お尋ねしたいのは、今、日本社会に求められる変化、人権、ジェンダーにおいて、相当の変化が日本国内からも求められるし、国際的にも求められる状況があるわけですが、これについて、議員定数を24に4減することが、私は大きなデメリットになると考えるんだけど、道祖議員はこの議案提出するに当たり、このことについては検討していますか。

○道祖委員

質問議員、ちょっと何か質問の内容がよくわかんないんですけど、1年前と今日は、世界は同じかと言ったら同じじゃない。6年前、5年前と同じかと言ったら違う。それに、対応していいのかとか言われたら、対応せざるを得ないんじゃないんですか。対応せざるを得ないと思いますけれど。議員が少なくとも、その世の中の変化に対しては対応していかざるを得ないと、私は思っていますけれど、質問に答えになっているか、質問の趣旨がよく分からないから、質問の答えになっているか、分からないんですけど。

○川上委員

そのことについて、議案提出に当たり、あるいはこの1年間でも良いけれども、検討したことがあるかということをお尋ねしたんです。

○道祖委員

当然、議員として選出されたら、世の中の変化については、ちゃんと対応していくべきだと思っていますから。

○川上委員

質問の趣旨が通らないみたいですけど。議案提出者として提出するに当たり、今言った人権、ジェンダー平等の視点で、このことが、前向きの変化をもたらすのか、逆行するのかということについて検討したことがあるかと聞いたわけですよ。

○道祖委員

世の中に対応していかなくては、議員で選ばれて、市民の意見を聞いて、行政にいろいろ市民の声を伝えるんだったら、やっぱり世の中の変化に対応していかざるを得ないんじゃないですか。

○川上委員

これからのことを聞いているわけじゃないんですよ。昨年6月に議案を提出したんだけど、その折に、人権の問題、ジェンダー平等の問題についてね、検討したかと聞いているんですよ。

○道祖委員

繰り返しの答弁になりますけど、世の中の変化については、ちゃんと対応していかざるを得ないんじゃないですか。

○川上委員

なかなか手強いですね。白か黒かと聞いているのにね、おいしいですか、おいしくないかというやり取りになっているわけですよ。道祖議員も分かっていると思うんだけど、要するに、

このデメリットについてはね。議案提出者は検討したことがないということを、そういう表現ではないけれども、議会の場でおっしゃっているわけですね。答弁求めます。

#### ○道祖委員

繰り返しになりますけれど、検討したか、検討してないかという、議員はやっぱりいつも市民の意見を聞きながら対応していかざるを得ない部分がありますから、世の中がそういうふうに変化していくなれば、それに变化についていかにちゃいけないし、そして、世の中の変化に合わせていかにちゃいけないというふうに思っていますから、そのときそのとき検討してきたか、今まで過去においても、そういう世の中の変化に対応して、いろいろな意見具申を行政にしてきたというふうに感じておりますので、改めてこれを出すから、世の中に対応することを考えているのか、世の中に対応していかないと、市民の代表として、代弁者として活動ができないんじゃないかと私は思っておりますので、どうも見解の相違なのかも分かりませんが、答弁させていただきます。

#### ○川上委員

ここに至ってですね、道祖議員、陳情第13号の1項目、この間の24が28になり、そして24を目指しているという流れにつき、どういう力が働いて、市民のですよ、どういう理由で28に戻したのかとかいうことについて、全く理解がないのではないかと心配するわけですね。それに反対して、28に戻すことについて、提出者が反対したであろうとは思いますが、それにしても、どういう力、どういう趣旨で、24が28に戻ったのかと。市民の切実な思いは、どこにあったのかについて考慮し、改めて逆行する形で24の議案を提出するのであれば、この最も重要と言って過言ではない、ジェンダー平等を前に進める立場からのね、28に戻したことについて、何ら考慮していないということは、今の発言からも私は明らかになったと思います。

次に、デメリットのことですよ。道祖議員がデメリットはないと言われるので、そうなのかという議論ですけど。議員定数削減によって、2006年に合併した1市4町の本市は、周辺地域の住民の皆さんの声が市政に反映されにくくなっているのではないかと。また、現実には生活環境の整備において格差を感じておられるところがあるのではないかと。こういった問題について、議員定数削減がさらに進むならば、周辺住民の声は市政に反映されにくくなるのではないかとこの検討はしましたか。

#### ○道祖委員

合併して18年になります。その際には、先ほど言いましたように、合併特例法に基づいて全員、在任特例を使って全議員が在職いたしました。そのあとリコール等があって、議員の定数をどうするかという問題がありまして、そのときには、合併間近だったので、選挙区制度を設けようというふうになったと思います。それで、人口5千人に1人ということで、小選挙区制度で議員を選出してきたと思いますけれど、もう合併後18年がたっているわけでありまして。旧飯塚においてもですね、合併して旧飯塚は出来上がってきておりました。そういう面から考えていきますと、質問の趣旨がよく分からないんですけど、市民の意見が聞けないというのは、地域から選出するんだったら地域の人たちが、その地域の代表者を選んでくるというのは当たり前かも知れませんが、別に28から24になったから、地域の人を地域の人を選ばないとかいうことにはならないというふうに思いますけれど。

もしくは、それでいくなれば、選挙区制度を設けるといことなのか、その辺がよく分からないんですけど。ただ、飯塚市としては合併後18年になりますので、全体のまちづくりとか、今後どうあるべきか、いろいろ選出された議員がみんな意見を合わせながら、協議しながら、まちづくりに取り組んでいくべきだと思っております。

#### ○川上委員

私は、選挙区、分区選挙を提案してはおりませんが、今は。それで、市民の声を聞

くというのは少数の議会でもできるんだということを今おっしゃる中で、地域の代表という声もありました。今、地域は、必ずしも一つの意見に何かがまとまって、市役所をお願いするというシステムでもないんですよ。例えばですけれども、言葉を選びますが、市役所のOBで、地域で相当な影響力を持つ、あるいは市役所の外郭の団体に再就職したり、あるいは役職に就いたりしていて、市役所とかなり太いパイプがあったりする場合があるんだけど、そうした場合、それとは違う多様な意見を持つ人々の意見は、市役所、市政に反映することが難しい場面もあると思うんですね。そういう小さな声というか、声なき声というか、そこに草の根に行って話を聞き、そして、福祉の増進のために働くのが議員じゃないですか。その議員が減るということはですね、周辺地域、特に困難を抱える、災害などを含めてですね、交通の便とか、買物とか、困っている地域住民にとっては、やっぱり市議会議員というのは支所とは違って、大事な役割を果たすわけですね。それが減らされるということになってくれば、デメリットではないかと思ったりするわけです。

そこで、もう1つの問題なんですけど、これは飯塚市議会の現状をどう捉えるかという問題です。アンケートでも議員を減らしたらどうかという声が相当ありましたね。主な理由は何だと思いますか、道祖委員。

○道祖委員

アンケートの結果は見ておりますけれど、過半数の人が議員定数削減と言っておりましたけど、ちょっと申し訳ないですけど、手元に資料を用意するのを、用意していたつもりだったんですけど、手元にないので、詳細については、承知しておりませんが、議員の活動を、議員としての活動を活発にしてくれということが1番大事だったんじゃないかなというふうに思っておりますけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:02

再 開 13:04

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど道祖議員から、アンケートの中で、議員定数削減してはどうかという市民の回答が多かった理由について、主な要因についていかがかと質問したところ、議員からは、議員の活動を活発にしてくれというものが多かったように思うとの答弁でした。そこでお尋ねしますけれども、道祖議員が24人でもやれるという主張をされておりますけれども、それと同じような意見は、アンケートの回答の中にどのくらいあったのでしょうか。

○委員長

川上委員、提案者に対してですか。（発言する者あり）

○道祖委員

ここに持ってきていますから、話したほうが良いというふうに答弁して、書かれている内容を全部読み上げます。

- ・ 定数減にすると、議員は緊張感を持ち、良い仕事もするようになるだろうし、人口減にともない当然として議員の定数は削減する必要がある。
- ・ 議員数などを減らして、現在の貧困や格差社会をなんとかなくしてほしい。しなくていい事はなくし、もっと現実に目を向けてやれる事をみつけだしてほしい！！
- ・ 人口が減少すると思われるから。
- ・ 飯塚市の発展の為頑張っておられる議員の方に（少数ですが）手当をふやす。
- ・ 飯塚市にしては多いかと思う

- ・ 1人／5000人の割合でよい
- ・ 人口に対し、多いと感じる
- ・ 将来、飯塚市の人口が減少していくことが見込まれているので徐々に人口に見合った人数に減らしていった方がよいと思います。
- ・ 人口減が、全国でも発生している中、議員と市職員の双方を減らすし、小さくとも強い政治を早期に実現するべきと考える為議員定数を28人に戻したことも不可解
- ・ 人口は減少傾向で諸物価を含めいろいろな面において高騰し販売面からも現状議員の数は減らした方がよいと思います。
- ・ 賃金が地域ではupしない。本社がある東京は活気がある。収入の少ない地域にあった議員定数を考える時期ではないか。
- ・ 参考資料にある春日市と飯塚市は人口が変わらないので定数は20人で良い。
- ・ 何をされているかもわからず多すぎると思います。
- ・ 議員が多すぎる。
- ・ 人数を減らした方が、選挙に当選する為にしっかり政策を主張してよりよい活動をすると思うので。
- ・ 若い人が市議になることを希望します
- ・ 市の人口に対して多く感じる。
- ・ 人口に対して議員数が多すぎる
- ・ 本当に活動してくださる議員さんであれば、増やした方がよいのかもしれませんが、税金のムダ使いのような現状ではないでしょうか。
- ・ 前回議員定数を減らすことが決まっていたのに、急に変更になったことに疑問を感じている。
- ・ 人口に対して、多すぎるのでは。
- ・ どこも議員が多いみたいだから
- ・ 減らした方が議員さん達に緊張感を与えられるのでは…と考えます。選挙の時だけ、全力で頑張っている様にしか見えません。本当は私達の為努力して下さっているのでしょうか、伝えて来ません。議会だよりは余りにも字が小さくわかりづらいのです。時々いただく議員さんからの発信は、わかりやすく努力がうかがわれます。定数をへらせばいろんな面で、もっと緊張感をもって工夫し、発信される事も一般市民に届くのではないのでしょうか。頑張っている事を議員さんの口から直接聞きたいのです。
- ・ 若干減らして優秀な方が議員になられたらいいと思う。
- ・ 地区を広くしそこから議員の何名かずつ選出するか、従来のままなら人数が多いメリットを感じないため、定数を減らすか議員への歳出を減らすかのどちらかを考えるときだと思いません。
- ・ 歳費を減額すれば良いのでは？（血税がもったいない）
- ・ 議員定数減を議会で可決したにもかかわらず元に戻った説明が不十分で、市民への説明責任を果たしていないのではないかと。今後の市の人口減少の予測、近隣市町村・全国的に議員一人当たりの人口から考えると定数を減らすべきである。減っても体制に影響はあまりないと考える。それよりも投票率50%台の低下は、市民の議会に対する無関心と不信と受け止める必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 全国平均からみても人口約12万5千人では25～26人が妥当ではないかと思えます。
- ・ 飯塚市の人口が減ってきている事と、他の自治体と比べても多いと思えます。

#### ○委員長

道祖委員、読んでいただいておりますが、皆さん方にデータのほうを事務局のほうからお送りさせていただきました。皆さん方もアンケートの31ページ下段から数ページにわたって、こちらの記述がございます。そちらのほうをご一読いただけましたらと思います。（発言する者

あり)

○道祖委員

こういうふうにアンケートの中では書かれておるといことでもあります。

○川上委員

私の質問は、道祖議員と同じように24人でもやれるという意見はどのくらいあったか聞いたわけですが、ストレートな形ではないけれども、議員定数削減を求める人たちの中の意見は、今言ったようなものがあるということが分かりましたよね。

それで、中心はですね、議員の活動を活発にしてくれということが中心でしょう。その点から言えば、直接議員の話を聞きたいとかね、それから28に戻したことについては、説明責任をまだ果たされていないとかあるんだけど。先ほど、私とその趣旨で、説明責任を果たす。直接市民とお話をする必要がある。あるいは全体としての議員活動を活発にするという点との関係で、この議案審査に必要だということで提案したのが先ほど陳情第13号の中にある2項目、3項目、4項目だったんですね。これについては1月25日の委員会、日程を確認しましたが、議案提出者はどういう態度でしたかと言うと、分かりませんということでした。しかし、12交流センターでの意見交換会を求める請願第5号、第6号が3月議会に上程された。このことについては、本議会では、賛成10、反対14で、それぞれ否決しているわけです。このときに、議案提出者、道祖満議員、賛同者、佐藤清和議員、田中武春議員は、やる必要なしという態度を表明しております。議員を減らすという理由の中の主要な理由に、議員の活動の活発化というのを求めているのに、議案提出者及び賛同者がこのような姿で、交流センターごとの意見交換会を求める請願を反対したというのは、議案提出者としては、自己矛盾があるのではないかと思うけども、答弁を求めたいと思います。

○道祖委員

ちょっと経過は忘れましたけど、1番は、そういうことを開いたときに、いろいろな意見の方が集合されるのが望ましいんですけど、偏ってしまうのではないかとご意見等がありましたので、市民に広く意見を聞くんだったら、やっぱりアンケートが第一かなというふうに私自身は判断いたしましたと記憶しております。

○川上委員

ですから、自己矛盾がないかと、議案提出者として。そういう質問をしているんですけど、

○道祖委員

取り方の問題だと思います。私は広くアンケートを、統計に基づいてですね、どういう考えを市民がお持ちなのかということでもいいのではないかとこのように思いましたので。

○川上委員

市民の声を広く聞いて、1年後を目途にというふうに言っているのに、陳情が出ました。採用しません。陳情を受けた提案をした、採用しません。請願が2件出ました。否決します。議会の勢力関係で言えば、賛成が10で反対が14と。14で過半数なんですよ。市民の意見を聞かない。自分が提出した議員削減議案、それを賛同する人たちが多数で可決していくということになると、もし万一ですよ、削減が4ではなくて、10だったらどうするんですか。削減に反対する者ばかり10人で、議会を構成して、どう市民のための仕事ができるようになるかという心配をするわけです。その矛盾を今、提出者の道祖議員に聞いているんだけど、答えられないですか。

○道祖委員

よく分からないのはですね、私、再三言っておりますけど、市民の意見を議会として、総意として聞くためには、議会基本条例を制定して、そういうシステムをつくってこうということ提案いたしました。いたした記憶があるんですけど、それが前回の、1年前の改選前の議会では否決されました。だから私は基本的にはですね、そういうシステムをつくって広く意

見を聞いていくべきだというふうには思っておりますけど、今回については、広く意見の聞き方としては、アンケートをとるということに集約されるのかなというふうに思いましたので、システムそのものがまだできていない中で、どういう形でやるかということが詳しく分かりませんでしたので、そのとき、反対したんだというふうに記憶しております。

○川上委員

矛盾についてお尋ねしておるわけですね。この矛盾を解消しようとするればね、1つしか解消の方法ないんですよ。議案撤回することなんです。先ほど道祖議員が、議会基本条例について提案したけども否決されたと言われました。それはご自身がよく分かっているとおり、よその議会の、こちらの議会、こちらの議会の咬み合わせてね、飯塚市議会に押しつけようとして否決されたわけでしょう。しかも、違っていたのはね、議案質疑に3回質問制を持ち込もうとただけだと。しかも、共産党の川上議員の発言を抑制するためだということが懲罰委員会で示されたりしたこともあるわけですよ。そういう状況の中で、この基本条例が否決に至ったことについて、明確にしておく必要があると思う。

それで、質問なんですけど、飯塚市の現状から出発して、議会改革と議員定数問題を考える必要があると思うんですけど、それについては一致しますかね。（発言する者あり）

飯塚市の現状から出発した議会改革と議員定数は、リンクして考えていく必要があるのではないかという点では一致しますかと聞いたんです。

○道祖委員

議会のあり方については、どうあるべきかということは、全員で協議すべきだというふうに思っております。

○川上委員

例えば先ほど言った10か年計画において、飯塚市の税金は、あるいはその他の財政はどのように、どのくらいの規模が動かされるかということ、10年間では1兆数千億円に及びますよね。その全ては予算が計上され、この議会で議決していくわけですね。1兆数千億円ですよ、10年間で。そのチェックというのは大変なことだと思います。そのチェックを議員が少ないほうがいいのかね、多いほうがよいのか、明らかではないかと思うんです。ところが、飯塚市の現状は、それぞれの議員の流儀にもよるかと思いますが、市民の声を市政に届けて、市政をチェックする議員が大切な役割を果たすうえで、なくてはならない議会質問はしない。質問のときは、執行部の答弁者が書いた原稿を読んでいる。質問の持ち時間を大幅に残す。あるいは全部残す。議会報告はしない。こういった状況があることを、私は先だっの議案に対する討論で発言したことがあります。この現状は今も変わってないのではないかと、道祖議員、私は思うんですが、改善が進んでいますか。

○道祖委員

質問の趣旨がよく分かりません。私はいつも言っていることですが、議員の皆さんは市民の皆さんから選挙によって選出されておりますから、それぞれの議員さんの考え方で議員活動を行っておるんだと思いますので、私は、こうあるべきだ、どうあるべきだということは、差し控えさせていただきます。

○委員長

川上委員に申し上げます。発言については、質疑については簡明にお願いいたします。また、自己の考えを述べることは許されておられませんので、その点についてもご注意ください。

○川上委員

ちょうど議員定数を考えるうえで、議会改革とセットで考える必要があるのではないかということについては、議案提出者とは大きくは変わらない立場と思いますが、飯塚市の現状から出発するという点で、もう一つ言えば、新体育館移動式観覧席問題、100条調査を飯塚市議会はしたんだけども――

○委員長

川上委員、議題内でお願いします。

○川上委員

これらは、飯塚市議会議員と市役所幹部の間が密接過ぎる状態がある疑惑を示しています。議会の議員の定数が減っていけば、議会の権限が少数に集中されることになるじゃないですか。そうすると、公正で透明な市政運営にマイナスになるという状況が、飯塚市議会においては横たわっておるというふうに思うわけです。道祖議員、この点について、議員定数を減らすことが、公正透明の市政運営、議会運営に役立つとお考えか、お尋ねします。

○道祖委員

質問議員の質問の趣旨がよく分かりませんので、繰り返しの答弁になるか分かりませんが、我々議員は選挙によって議会に選出されております。そのときにやっぱり選挙民がですね、この人だったら議員として市民の声を行政に伝えて、飯塚市のために働いてくれるということで選ばれてきておると思いますので、そういう面から考えれば、何と言うんですか、一所懸命、ここにいらっしゃる、選出された議員さんは、それなりの考え方を持ってですね、議員活動を行っておるんだというふうに、私は思いますので、そのような答弁しかできません。

○川上委員

この質問の冒頭に、道祖議員に対して、消極的メリットの強調があるが、デメリットは何か検討をされたか、お尋ねいたしました。その点についてですね、検討どころか、デメリットはありませんというような趣旨の答弁でしたけれども、私は先ほどから、議会のチェック機能についてどうか。それから、とりわけ女性の政治進出の条件づくりについてどうか。それから、合併後18年を経た今、周辺地域の住民の声が市政に反映されるという点についてどうか。それから、今申し上げましたように、議会多数派に権限が集中し、市役所幹部とのなれあいが深まる。それによって市政をゆがめかねないという問題点を指摘して、デメリットがあるのではないかと質問したわけです。

道祖議員は、それぞれについて大丈夫だというような答弁をされたと思うんですけど、要するに、議案提出の段階で、道祖議員は、これらのデメリットについて何ら考慮したことがないということが今明らかになったと思います。その点でいえば、先ほどから申し上げておりますように、広く市民の意見を聞きということとも矛盾があるので、重ねて撤回する意思がないか、お尋ねをしたいと思います。

○道祖委員

すみません。ぜひ、6月議会で賛否をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

午前中からですね、るるいろいろ質問がありましたが、私から何点か質問させていただきたいと思います。今回、昨年6月にこの議案が、定数削減の議案が出されて、それに向けて、この1年間、いろんな審議等が行われたと思います。そこで、市民の皆様幅広く意見を伺って、いこうということで、アンケートを実施されましたが、アンケートは載っておりますけれども、郵送で行われたアンケートと、それからラインアンケートの2種類がありますが、事務局にお尋ねしますが、それぞれ結果をよろしくお願いたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:27

再 開 13:27

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

調査の概要から始まりまして、調査の結果ですが、回収状況からご説明いたします。配布数につきましては3千通を配布し、有効回答数837通、回答率にして27.90%です。それから、調査結果が次のページにあります。性別から始まりまして男女合計で100%、837名の回答となっております。それから、質問2にあなたの年齢、それから質問3、お住まい、質問4で市議会の活動について等が回答として記載されております。（発言する者あり）

失礼しました。年齢につきましては世代別でいきますと、1番多かったのが——（発言する者あり）

質問7、飯塚市議会の議員定数（現在28人）についてどう思われますかという結果です。増やしたほうがよいが15名、1.79%。現状維持142人、16.97%。減らしたほうがよい481人、57.47%、分からない189人、22.58%、無回答11.19%で、100%になっております。結果、減らしたほうがよいが481名で1番多くなっております。

それから、その下にクロス集計として、性別、男性、女性と2通りしか書いておりませんが、減らしたほうがよいが63.69%、女性で53.29%。続きまして、年齢別になりますが、減らしたほうがよいという、1番多かった数でいきますと、年齢別でいきますと、50代が58.88%、60代が67.05%となっております。年代別で1番少なかったのが10代で、21.43%となっております。これは郵送による結果となっております。

次がラインによるアンケート結果ですが、回答数と問7だけをお答えさせていただきます。回答数につきましては1120人の回答となっております。問7、同じ問いですね、増やしたほうがよい22人、1.96%。現状維持113人、10.09%。減らしたほうがよい884人、78.93%。分からない101人、9.02%。こちらも減らしたほうがよいが884人で1番多い回答数となっております。

○奥山委員

調査目的についてはですね、郵送の分、ラインの分もそうでしょうが、本議会で、令和5年6月の定例会で、全議員を委員とした「議員定数のあり方に関する調査特別委員会」が設置され、委員会として、本調査は、広く市民の皆様にご意見を聞くことを目的に、同委員会において調査対象や方法等決定して実施しましたということで、今、質問7についてお答えいただきました。郵送による回答についても、減らしたほうがよいというのが57.47%。それからラインでいただいたアンケートについても78.93%というふうに高くなっておりますが、この結果を受けて提案者に質問しますけれども、この結果を受けてどのように捉えてあるのか、ちょっと伺いたします。

○道祖委員

やはり市民に意見を聞いたら、過半数以上の方が、議員定数を減らしたほうがよい。それと、先ほどアンケートの中身の質問、減らしたほうがよいという意見をちょっと一部読み上げさせていただきましたけど、やはり提案した内容についてご理解いただいているんだなというふうに理解しております。

○奥山委員

アンケートについてはですね、市民の参考にされるんだろうというふうに思います。今、提案者の方ですね、そういうことをおっしゃられました。それとですね、アドバイザーの方の質問も、午前中あっておりましたけれども、眞鍋先生ですかね、先生の1番最後の結論というところに、飯塚市議会が定数削減を進めていくことには妥当性があるというふうに判断されております。その下のほうにですね、午前中もありましたけども、総合的に検討した結果、飯塚市議会の議員定数を削減することについては妥当であると判断すると。ちょっと、2行ぐらい

下がりますけれども、議員定数を削減すれば、その傾向がより強まることが懸念されるということが記載されております。提案者については、人口を根拠として、5千人当たり1名というふうに算出してあるんだらうというふうに思いますが、この先生が言われています傾向が強まることを懸念されていますけれども、それについては、提案者はどのようにお考えか、お願いいたします。

#### ○道祖委員

基本的に5千人程度に1人ということで考えておりますけれども、やはり、定住人口を減らさないようなことを、行政としては取り組んでいかなくちゃいけない、議員としても考えていかななくてはいけないというふうに思っております。しかし、統計によりますと、人口動態の傾向を見ますと、これは何年か先には11万台になろう、10万台になろうというような、現状のままでおると、出ておりますので、それはそのときに、やっぱりそのときの市民、議員が考えて、定数のあり方については、再度、検討するべきだと思っております。

ただ、私も統計のほうの人口減は、今、団塊の世代の人たちが70、80前後になっておるのではないかと思いますけれど、もう団塊の世代の人たちがピークを過ぎればですね、これは人口の自然減というものが減っていくというようなことも聞いておりますので、人口動態を見ながら、繰り返しになります、時の市民の皆さん、議会の皆さんが検討していくべきだというふうに考えております。

#### ○奥山委員

私もですね、今、提案者の方が言われましたけれども、市民の方に説明をさせていただくときに、根拠が必要だというふうに思います。こういう根拠で、飯塚市議会に定数をこういうふうにしたというのは、必要だらうというふうに思いますが、今、提案者の方は5千人に1名ということで、例えば人口が5千人減るたびに、減していくのか、また1万人減ったときに2人減っていくのかというのは、その時々、そのときの議会のあれもあるかと思えますけれども、根拠を示されたことについては、非常に分かりやすい説明になるのではないかなというふうに思います。

最後になりますけれども、今後、6月中に何とかというような話もありましたが、午前中にも質問あっておりましたけれども、これが5千人でいいのか。果たして5500人、4500人、この数について何かお考えがあれば、お答えください。

#### ○道祖委員

単純に言いますと、24人ということは、12万です、人口が。人口は、合併してからずっと、大体5000人から千人規模で減っていっておりますので、今の人口から考えたら、次の3年後、今のままでいくとですね、恐らく12万1千か2千か、その辺になるんじゃないかと思うんですよね。だから、そのときはもう5千人以上ですけど、次を考えて、次は12万、もしくは11万台になるかと思えますし、答弁になるか分かりませんが、基本的には5千人に1人、5千人程度でというふうに言わせていただくときもありますけれども、基本は5千人に1人というふうに考えておりますけれども、選挙のあるときに、きちっと12万人ですとか、11万5千、9千ですとかいうふうになりませんので、今の段階では、ここしばらくは12万前後で、この10年間の人口というのは動いていくのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○藤間委員

提案議員に、哲学について1点だけお尋ねしたいと思っております。現在、筑穂地域、穎田地域が過疎地域として指定されておまして、発展計画がつくられております。ただ、現在、穎田地域に住所を置いている議員はいません。今後、議員の数を減らすと、議員がいない地域と

というのが必然的に増えていくことになるであろうと。そういった中で、我々はこういった意識を持って議員活動に臨むべきか。飯塚市の議員としての意識を持って、飯塚市のいろんな地域に対して発展を目指していくべきなのか。あるいは、自分を応援した地域に重きを置いた活動をよしとするのか。すなわち、お伺いとしては、我々とは、飯塚市の議員なのか、地元の議員なのか、こういった哲学を持っていくことが重要だとお考えでしょうか、お伺いさせていただければと思います。

#### ○道祖委員

議員の皆様は、いろいろな形で議員に選出されております。私も何度か選挙を経験してきておりますけれど、私自身は、飯塚全体を見ながら行政のほうに意見具申をするように心がけております。と申しますのは、筑穂町にも知り合いがいますし、潁田町にも知り合いがいます。もちろん私、旧飯塚鯉田地区に住んでいますから、その周辺にも多くの知り合いがいますけれど、市内全般に知り合いは少なからずおるといいますから、その人たちの意見が、声を聞けばですね、それに対しての対応をしていっております。ですから、今の選挙のあり方は、1市一括ですから、やはり飯塚市全体を考える議員であるべきだというふうに考えております。しかし、地域においては、地域のこともしっかりやっていかなくてはいけない。これは、線引きは難しいと思います。ただ、市民の生活向上のために、きちっと物事を考えて、市民からの意見を聞き、自分で考え、そして行政に伝えていくのが必要だと思っております。偏ることのないように、地域性に偏ることのないように、やっていくべきだというふうに思っております。

#### ○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

それでは、これより20分程度時間をとらせていただきまして、その間に、委員及び各党派等においてご協議いただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:41

再 開 14:49

委員会を再開いたします。

この後の流れについてご説明いたします。小幡委員から議員提出議案第7号に対する修正案が提出されておりますので、それを配付させます。

このように修正案が出ております。この後は、まず、修正案の趣旨説明をしていただき、その後に、修正案に対する質疑を行います。そして、修正案に対する質疑が一定程度終息しましたら、修正案、原案、そして特別付託案件であります「議員定数のあり方について」、この3件についての質疑をお受けし、それが終わりましたら、質疑全般について終結いたします。

その後、討論、採決となります。討論については、一括しての討論になります。採決については、まず修正案をお諮りいたします。というふうな形になります。また、討論に入る前、そして採決に入る前について、それぞれの流れについては、また、ご説明をさせていただきます。(発言する者あり)

はい。まず、今、お手元に配付しましたように修正案が出ておりますので、まず、修正案の趣旨説明をしていただきます。そしてその後に、修正案に対する質疑を行います。修正案に対する質疑が落ちついたようでしたら、全般に対する質疑ですね。修正案、原案それと特別付託案件であります「議員定数のあり方について」、全般に対する質疑をやって、それがもう皆さん方出尽くしましたら全部ですね、原案、修正案、そして特別付託案件である「議員定数のあり方について」の質疑を全部終結いたします。これで質疑に関しては、一旦、(発言する者あり)

先ほどですね、質疑は終結してないです。(発言する者あり)

はい。そうです。終結宣言をしていませんので、それについて諮るという形になります。

そして、その後に討論、採決になりますが、討論については、修正案、原案、付託案件、この3件は一括して討論を行います。討論が終わりましたら、採決に移ります。

採決については、まず修正案、26人の修正案の採決、修正案についてお諮りいたします。仮に修正案が可決されましたら、修正部分を除く原案をお諮りいたします。この際については、修正案に賛成された委員については賛成することになります。修正案が可決され、残る原案について処理が終わりましたら、その後については、24人の原案については諮らない形になります。そして、特別付託案件である「議員定数のあり方について」調査終了を諮る形になります。

26人の修正案が否決されましたら、否決された場合は、次に原案であります議員提出議案第7号、24人の原案をお諮りいたします。その後、修正案、原案の処理が終わりましたら、最後に特別付託案件であります「議員定数のあり方について」調査終了を諮る形になります。こういった流れになります。

また、適宜、説明を入れさせていただきますが、今の部分について——（発言する者あり）

事務局のほうから補足説明がありますので、事務局から補足説明させます。

○議会事務局議事調査係長

26人とする修正案を、仮に賛成したい。また、減らすことに賛成なので、24人とする原案についても賛成したいと思われている委員さんがおられるかと思えますけども、諮り方としては、26人の修正案というのが、もし可決されました場合には、24人とする議員提出議案第7号については、もうお諮りをしません。26の修正案で確定しますので、次に諮るのは、修正部分を除く原案を諮るような形になります。だから、減らしたいからといって26の修正案と24の原案、両方ともに賛成ということはできません。ただし、26とする修正案をお諮りして、否決された場合には、原案を諮りますので、そのときには、24に対する賛否を、そこで表明をしていただくような形になります。

○道祖委員

諮って26が多数だったら、それが可決になりますと、ですから24はみなし否決ですということ、諮りませんということ。

○委員長

はい、そのとおりです。（発言する者あり）そのとおりです。

○藤間委員

この順番についてお伺いします。例えば、一般的な考えとしましては、例えば本当は24に減らしたほうがいいと思っているときに、24が否決されました。でも28よりは26のほうがいいなというのが自然な考えだと思います。こういった中で、26から先にやるというのは、もうそういうふうに議会のルールとしてそうなっているという理解でしょうか。

○委員長

そのとおりです。

○藤間委員

例えばこれは、26の修正動議に対して、さらに修正動議で24を出しますと私が言った場合には、24、26の順番になりますか。ご回答お願いします。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：57

再 開 15：55

委員会を再開いたします。

先ほどの藤間議員の質疑に対して、事務局から答えさせます。

○議会事務局次長

先ほど藤間委員のほうからご質問がありました修正につきましては、修正に対する修正は、議会事務局としてはできないものと考えております。

○委員長

流れについてはよろしいですか。

○藤間委員

飯塚市議会会議規則第72条に基づいて、委員長に対して議事進行の要望をさせていただきまします。飯塚市議会会議規則第72条、こちら何が書いてありますかというのと、「同一の議題について、議員から数個の修正案が出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員3名以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。」この規則の趣旨、何かと申しますと、その議案に関しては、どういう順番で表決をとるか、これが非常に重要である。したがって、その原則ですとか、その原則に従って、議決を順番にとっていった場合に不都合がある場合に関しては、議員からの提案でその順番を変えることができる。この法の趣旨というのは、何をどういう順番で議決するかが非常に重要である。そのために、順番というのを議会に諮ることができる。それが規則の趣旨だと理解しております。

今回に関して言いますと、規則をしゃくし定規に提案しますと、原案が24で、修正案が26という形で、26、24と採決することになります。しかしながらですね、この規則の趣旨にのっとり申しますと、表決の順番というのを、正しく、あるいは能動的に議決をするために、我々、話し合うことができるという趣旨と理解しております。今回、ケース的に申し上げれば24が原案、26が修正案でございますが、よく考えていただきたいんですが、例えば、なるべく減らしたほうがいい。24でも26でもいい、でもより減らしたほうがいいと思っている人からすれば、26も24も賛成です。しかしながら今回の形式だと26で可決してしまったら、今度は24の議決のタイミングがないと、この順番は非常に不合理に感じます。

先ほど申し上げたように原案から遠い順番にやるという原則というのは、より極端なほうから採決していくということになりますので、これ例えばですけど、今、飯塚の議員28名です。これに対して1番遠いというのは24、次に26でございます。規則のしゃくし定規の方法とは違いますが、審議に関して、中身があるもの、意味がある順番で議決すべきという立場からすれば、まずは今まで1年間話し合ってきた24について採決をする。それが否決された場合に、それでも28よりは26のほうが良いかなと思っている人もいると思うので、26について採決をすると。それでも駄目なら28だと。これが、会議規則72条の精神ですとか、どうすれば正しく今までしてきた議論を表決に反映できるかを考えれば、正しい方法ではないかという観点から、議長の議事進行権として、このような順番で採決してはいかがかと提案させていただきます。

○委員長

ただいまの提案につきましては、今の言われた会議規則第72条ですが、これに関しては、委員会ではなく本会議に関する規定になります。委員会に関しては130条のほうになります。今、原案と修正案のどちらを先にするかの部分でございますが、これについて130条に同様の規定がございます。ご確認いただけているとは思いますが、念のため読み上げます。

(表決の順序)「同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。」2項として、「修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。」とございます。

この部分について全国議長会のほうにも事務局のほうから問合せをさせましたが、今の原案と修正案の諮り方については、130条に基づいて、修正案のほうから先ですよという返答をいただいておりますので、2項にあるように修正案を先にとるものと、委員長としては行いたいと考えております。

○藤間委員

大変、失礼いたしました。130条でございました。ただ、規則の趣旨としましては、72条も130条も、この表決の順番というのは非常に重要であると。それに対して、議長ですとか、議員は、順番に関して諮ることができるというところなので、先ほど申し上げたとおりしゃくし定規に捉えれば、そのような順番になります。この原案から遠いところを考えると、先ほど申し上げたように、今28名の議員がいると、24の提案がある、26の提案があると、この原案をしゃくし定規に捉えると24が原案でございしますが、何が本質かと考えると、今の状態から遠いほうから議論していったほうが、表決をとったほうが、正しい順序でできるだろうという観点から、改めて130条に基づいたとしても、26、24でとるのではなくて、24、26へとったほうが正しいとり方であろうというところで、改めて議事進行に関して求めるものでございます。

○委員長

今お話がございましたが、原案はあくまでも提案された議員提出議案第7号が原案であります。今の条例そのものが原案ではございませんので、そのように判断することはできません。

流れについてはよろしいですか。よろしいですか。

そうしましたら、今から修正案の趣旨説明、そして質疑に入ります。質疑の部分まで、もう一遍説明いたします。

まず、修正案に対する趣旨説明を、こちらのほうで提出委員のほうにさせていただき、その後、こちらの前のほうで質疑を受けていただきます。修正案に対する質疑ですね。修正案に対する質疑が出尽くしましたら、一旦、修正案の提出議員に関しては自席に戻っていただきます。その後、修正案、原案、そして付託案件であります「議員定数のあり方について」、この3件についてまとめて全般の質疑を許します。そして、質疑が出尽くしましたら、質疑の終結を諮りたいと思っております。

その後、討論採決となります。討論・採決については、先ほど申しましたように、まず、修正案ですね、26の修正案のほうからお諮りいたします。26の修正案が可決されれば、修正案を除く原案についてお諮りいたします。この際については、修正案に賛成された委員については、賛成することとなりますので、お忘れなきようお願いいたします。その後、修正が可決となりましたら、24の原案については、みなし否決となりますので、みなしでなくて、ごめんなさい、みなし否決は撤回いたします。24についてはお諮りすることなく、特別付託案件であります「議員定数のあり方について」の調査終了をお諮りいたします。26が可決となった場合はその形になります。

26の修正案が否決となった場合については、次に、原案であります第7号、24人の原案についてお諮りいたします。そして、その賛否を決した後、その後、最後に特別付託案件であります「議員定数のあり方について」調査終了をお諮りいたしまして、これにて全ての議事を終結いたしますので、委員会を閉会したいと考えております。

そのような流れではありますが、改めて質疑等はよろしいですか。

( 質疑なし )

それでは、修正案の趣旨説明をお願いいたします。

○小幡委員

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に対する修正動議を出させていただいております。

内容としましては、議員提出議案第7号の原案であります「地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、飯塚市議会の議員定数を24とする」という原案に対しまして、飯塚市議会議員の定数を26に修正したいという旨の提案を出さしていただいております。

提案理由の説明といたしましては、当特別委員会、ほぼ1年間、委員各位で審議してきましたけども、私も私なりにですね、自分の後援会、知人、議会報告会に出席された人々、いろんな方々に対しまして議員の定数の是非、もしくは削減するとすれば、賛成か反対か。削減とすれば、何名ほどの削減がベストとベターと考えておられますかということ、を、ほぼ1年、皆さんもそうでしょうけども、聞いてまいりました。今回ですね、削減は、今の社会情勢を見ながらも、やむを得ないのではないかという意見も多々受けました。そういった中で、今回、当特別委員会に付託されております道祖議員提案の第7号ですね、24とすると。現行28から24ですから、4人の減ですよ。議員の定数を削減するに当たっても選択肢が4人減の1つしかない。そこに、私は、削減はいいんだけど、本当に4人減することがいいかどうかという観点から、選択肢はもう1つあってもいいのではないかということで、今回の提案は、2人減の26人ではどうでしょうかというような趣旨から提案をさせていただきました。

本音を言いますと、合併して18年たっているんで、削減もよいのではないかという意見もありますが、本音だとね、やっぱり旧穎田町の議員がいなくなりましたよね。筑穂町も、今、2人になりましたが、前は1人でしたよね。庄内は2人が1人になったということで。今まで、やはり年数がたっても地域格差は現在も残っていると、私は思います。私は思うに、飯塚市議会の議員ですので、あらゆる地域に対しても平等には思いつつも、支援者が集まる地元優先という気持ちがあるというのが、うそではありません。よって、穎田で何か問題があったからといって、本気で穎田の案件を一所懸命するのかと言えば、そこまで、正直自信はありません。私は地元が下三緒ですが、下三緒の件は必死でやります。でもね、対岸の火事じゃないけど、穎田はね、穎田の議員がおられたら、まずはそちらのほうにという気持ちは、皆さんも一部あると思います。

そういった中で、やはりですね、合併をしましたものの、地域格差が残った現在ね、やはり各地域から選ばれた議員さんがいて、その全体の集まりが本飯塚市議会で、合議制でやっていくべきだと思います。ですから、他市と比べて多いのではないかと。減らせ減らせという議論に対してもね、私はあまり賛成はできません。本来ならば、やはり多様性の時代、人数はたくさんいたほうがベターだと思いますが、予算の関係もありますのでね、適当な数を我々みんなが審議、議論しながら、定数は決めていくものと承知しておりますが、今回は、趣旨でいけば、選択肢を増やしたかったというだけです。そういうことで、26が正しいという、力説することはありません。24の4人減、もしくは26の2人減、こういうのを提案したいので、皆さんで審議していただきたいというのが、今回の提案理由となります。以上です。

○委員長

それでは、修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

お尋ねしますが、私はやはりですね、人口動態を見ながらですね、議員の数を減らしていったらどうかということで提案させていただいております。あなたの今の提案理由から言いますと、そういうことは全く考えていないということよろしいですか。

○小幡委員

全く考えていないと勝手に決めつけていただきたくないんですが、人口動態は、原案の提案者は5千人に1人というような考えで提案されておりました。現在、28人で割りますと4450名ですよ、議員1人当たり。4450人が正しいのか、5千人が正しいのか、これは誰がジャッジするんですかという話で、何も5千人が正しいと私は思っておりません。近々

で言いますと、3年後に改選があると思いますが、3年後の飯塚市の人口は約12万2千人前後かなと予測しております。まだ12万は切らないであろうと。ですから、今から5千人は減らないという判断から、まだまだ本来は28人でもよいのではないかという観点からですね、今回は、1千人、2千人は減ずるであろうという観点から、人口動態も踏まえて、2減という提案をさせていただきました。

○道祖委員

提案者は、人口動態の推移を、今、数字を言われましたけれど、私が知っている限りではですね、第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが令和2年3月に出されております。これに人口動態、直近の人口動態の数字が出ておるんですけど、これには国立社会保障人口問題研究所による推計比較が出ておりますけど、こういう数字はご承知ですか。

○小幡委員

目を通したことはございますが、今、手元に資料がなく記憶の中には定かではありません。

○道祖委員

この資料によりますと、2015年に12万9146人いた人口が、2020年では12万5894人、3252人減っておるわけです。それから2025年ですね、恐らく12万1923人になるだろうと。この間に5年間で3971人減るだろうと。そして、2030年には11万7570人になるだろうと。この間4353人減るだろうと。2035年には11万2898人、この間、4672人減るだろうというような推計値が出ております。あくまでも推計値でありますけれど、今言ったように国立社会保障人口問題研究所から出されている数字はこういうふうになっております。

私が再三言っておりましたようにですね、例えば2023年4月末の人口は、外国人を含む人口はですね、広報いづかから調べますと12万5272人、これ28人の議員に対して4474人の人口となるわけです。しかし、先ほど言いました人口推計からいきますと、2027年、次の選挙のときに、もし24人で選挙を行うならば、推計数値からいきますと、恐らく12万人ぐらいの人口というふうになってきて、1人の議員で5700人程度になると、5千人程度になるわけですね。しかしその4年後になりますと、この推計値から見ると、4850人まで1人当たりの人口を担うだろうという話になるわけです。ですから、私はほかのまち等を考えて、5千人規模で現状やられているならば、今回、この議案を通したとしても、次回が5千人程度だから、またその次としても、5千人は切りますけど4800人、4900人ぐらい、推計値からいきますと、そういう状況だから、これはこれで、24人で十分市民の意見は聞こえていくだろうということで提案させていただいたんです。

しかし、よくよく考えてみてください。2027年の数値を12万、推計値から見たときにはですね、12万183人ですけど、これ26人だったら4622人、2031年、その後7年後の選挙を26人でやったとしたら4486人と現行と変わらないような状況なんですよ。こういうことを考えていくと、やはり他市ができていて、何で飯塚市はそんなに議員が多いんですかというふうな話になってくるのではないかと私は思うんです。今度のアンケートの際にも、私は24で、今後、5千人程度でいいんじゃないかということでアンケートに、皆さん参加してもらっていると思いますけど、先ほど答弁させていただきましたけど、アンケートの中では飯塚の議員は人口比に対して多いという意見が多々出ております。いくら26人で2人減らしたとしても、現行と変わらないんじゃないかと。議会に提言することが努力されたんだと、したんだということは言えるかも分かりませんが、市民に対して言ったときに、24ということ言ってきておりますので、何でまた26になったのかというような不信感を、何の議論で26になるのかということ、説明責任がとれないんじゃないかと思うんですけど、どうやって26にしたということ、市民に説明していくお考えなのか、お尋ねいたします。

○小幡委員

質問が長過ぎてちょっとポイントつかめなかったんですが、再確認です。なぜ26人にしたのか、市民に説明がつかないんじゃないかということです。その部分だけちょっと質問、よろしいですか。

○道祖委員

私も午前中、再三、質問を受けました。なぜ24なのかと。それは逆になぜ26なのかという話になってくるわけです。

○小幡委員

なぜ26なのかということでもよろしいですかね。先ほど人口動態ずっと、原案提案者言われましたけど、あくまでも5千人を正とした、それはジャッジだと思います。私は5千人にこだわってない考えです。ですから、一例を言いますと、福岡県500万人以上人口がいますよね、県会議員が90人弱です。これが多いのか少ないのか、1人当たり何万人ですよ。ジャッジできないでしょう。そういう意味から、5千人が正しい、4500人がちょっと少な過ぎる、誰が決めたのかという感覚があります。よって人口動態は、集計上、2027年ですか、原案提案者言われたとおり、確かにデータどおり人口減に向かっていくと思います。ただし、私の考えでは、減っては行くであろうが、執行部も議会も努力しながら、小学校の跡地を住宅地に変更したり、他市からの流入、人口の増も含めて、そんなに極端に減るのであるかという感覚があるのも事実であります。

そういった中で、人口に対して議員の数が何人であるべきだという考えを、私自体は持ち合わせておりません。先ほど言いました各地域からいろんな多様性のある議員が、私は数多く出たほうが良いという考えですので、数にこだわったわけじゃなく、質問で言います、なぜ26なのかというのは、24という4減の選択肢しかありませんので、皆さん27人の議員に、選択肢を含めて、2減ではどうでしょうかという提案を出しただけです。ですから、先ほど、提案理由の説明をしました26が正しいという根拠もないということを言いました。ただし、アンケートをとりました。なおかつ、大学の教授3名から、アドバイザーとして意見をいただきました。その中にですね、28から24、それがベストとは思わないと。26があってもいいのではないかという意見もございました。その26人に対してはですね、800市、全国のですね、800市のうちの平均をとりますと、10万から20万人の市では26人という平均値も出ているというの、大学教授が提案されておりましたので、26もありなのかなという観点から26を提案させていただいたというところで、質問の答えになるかどうか分かりませんが、26とした理由は、そういった理由でございます。

○道祖委員

確認ですけど、あなたは前回の議会で議員としていらっしゃいましたよね。その際に、24の議員削減に対しては、賛同していただいたというような記憶が、賛同してないか分かりませんが、どっちにしろ、24が28のときに、戻す議案が提出されたときに、28で賛同されておりますよね。28のときと、26という、その変化に対しては、この1年間いろいろ議論した結果として26を選択したということですか。

○小幡委員

お答えいたします。先の議会で、そのとき同じ道祖議員が24人の提案をなされました。私は、これは反対して28で、24の提案には反対しました。そのあと、24が可決した。そのときも私は28です。28に戻すという請願が出て、再度、提案した28人も賛同しております。ですからずっと、私自身は28人の定数を維持してきたということです。質問の趣旨が、もう一度、申し訳ない。

○道祖委員

28ですとこられて、26に至ったというのは、再度、その心境の変化というか、物の考え方の変化というのは、どういうことか、再度お尋ねしているんです。

○小幡委員

質問に答えます。今まで28で通してきたのに、なぜ今回26かというのは、先ほど提案理由の説明の中で申し述べております。そのとおりでございます。

○道祖委員

根拠はないけど26でいいと。そういうことですか。

○小幡委員

根拠がないというのは、26が正しいという根拠がないということです。26を選んだのは、この1年間、皆さん同様、いろんな場面で確認してきた中で、削減するべきではないかという声をたくさんいただいた中で4は多過ぎる。そういう中から、2減ぐらいが私の中で妥当ではないか、選択肢として24と26、4減、2減があってもよいのではないかと提案させていただきましたということです。

○道祖委員

ということは、この1年間の議論を通じて28ではなくて、4はちょっと減らし過ぎるけれど、やはり市民の意見を聞けば、議員の数は多過ぎると。多過ぎるから2減らしたほうがということで、2減らすこともやぶさかではないということで提案されたということですか。

○小幡委員

ちょっと違いますが、ほぼそのとおりですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今、道祖議員の質問に対して、提出者の小幡議員のほうから答弁があったんですけど、26の提案の趣旨は、1つは、市民の意見を独自に聞いての判断があったということ。それから、2つは、24にまで削減すれば、議会の役割を果たすうえで障害が生じるのではないかと趣旨のように伺いましたけど、そういう理解でいいですか。

○小幡委員

24が減らし過ぎという、私は考えを持っていますということを言いました。それは地域性が、合併したとはいえ、地域格差が残っていると。その是正のためには、あまり議員を減らすのには反対だということですから、川上委員のおっしゃったのと同意見とのことですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

よろしいですか。小幡委員、ありがとうございました。そうしましたら、自席へお戻りください。

次に、修正案、原案、「議員定数のあり方について」、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

修正案、原案、「議員定数のあり方について」、全般についての質疑を終結いたします。

これから討論、採決になりますが、改めて流れについて説明いたします。まず、討論については、原案、修正案、特別付託案件を一括して行います。討論が終わりましたら、その次に採決となります。

採決については、まず26人とする修正案についてお諮りいたします。26人の修正案が可決となりましたら、修正部分を除く原案をお諮りいたします。この際、修正案に賛成された委員については賛成することになりますので、お忘れなきようお願いいたします。その後、24の原案については諮らず、特別付託案件であります。「議員定数のあり方について」調査終了についてお諮りいたします。修正案可決の場合はこの形になります。

次に、修正案が否決された場合、26の修正案が否決された場合は、議員提出議案第7号、原案であります24人の提案についてお諮りいたします。原案についての採決が終わりましたら、次に、特別付託案件であります「議員定数のあり方について」調査終了をお諮りすることとなります。こういった形になりますが、よろしいですか。

( 異議なし )

それでは、議員提出議案第7号及び修正案並びに調査事件、以上3件に対する討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は議員提出議案第7号の原案並びに修正案に反対の立場から討論を行います。

今回、議案は、議員定数を現行28から24に、4議席削減するものです。議案には附則があり、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとあります。本市まちづくりの最上位にある第2次総合計画中の10か年の財政出動は、6か年の決算ベースで8248億円規模であり、10か年では1兆3700億円規模にもなるとも考えられます。第3次総合計画は3年後、2024年3月までには策定され、第2次総合計画レベルの財政規模とすれば、1兆3700億円規模の財政出動と考えられます。その年の4月に行われる市議選によって構成される市議会は、この10か年計画の前半、4か年に責任を負う立場となります。この点で、改選前のこの議会が、議員定数をどうするかについては、飯塚市民の未来に関わる重大な課題だという自覚が我々に必要であります。議会多数派が、市民の声をまともに聞かず押し切ってよいわけはありません。

私が反対する視点は、第1に、適切な情報提供のうえ、住民の声を十分には聞いていないこと。第2に、議会のチェック機能をますます弱めかねないこと。第3に、女性の政治の分野への進出の条件づくりに逆行すること。第4に、周辺地域の住民の声がさらに反映されにくくなること。第5に、議会多数派に権限が集中し、市役所幹部とのなれ合いが深まり、市政をゆがめかねないこととなります。この5点に沿って討論を進めてまいります。

まず第1、議員定数に関し、適切な情報提供のうえ、住民の声を十分に聞いていくという点で、それができていないという視点であります。アンケートへの回答に、議員定数の推移について説明責任が果たされていないという姿勢や、市議会の活動について、議員から直接聞きたい、こういう意見がありました。道祖満議員の提案理由には、今定例会において即決することなく、議員定数のあり方について、広く市民の意見を聞いたうえで、全議員による協議を行い、1年後を目途に結論を出していただくことを提案いたしますと書いてあります。議案の一部を構成する提案理由に、広く市民の意見を聞いたうえでとあるのに、調査特別委員会は、陳情第13号にある3項目のうち、1、市内12か所の交流センターで議員と市民との意見交換を開催すること。2、コスモスコモン等の大会場での議員と市民との意見交換会を開催すること。3、調査特別委員会において公聴会を行うという私の提案を否決し、本会議では12交流センターでの議員と市民との意見交流会の実施を求めた請願第5号並びに請願第6号を賛成10、反対14で不採択といたしました。提出者は、ほかの議員13人とともに市民の意見を聞くことを拒否したのであります。ここにおいて既に道祖議員の議員提出の立場は、自己矛盾に陥っており、崩壊しております。自ら議案撤回を申出てしかるべきではないでしょうか。

第2、議員定数削減は、議会のチェック機能をますます弱めかねないことという視点であります。地方議会とは何をするのか。地方自治法の第96条で権限が15項目にわたって規定されています。立法機関であり、監視機関がこの地方議会であります。日本国憲法は第8章に地方自治を規定しています。国民主権、平和主権、基本的人権の尊重の3原則があり、基本的人権の尊重の中には、自由権や平等権、社会権、参政権、請求権があります。この地方自治は、国会、内閣、司法の国権と緊張の中で存在し、主権、住民主権に由来するわけです。ですから、

少なれば少ないほうがよいというわけにはまいりません。お金が浮くから減らそうというわけにもいかないのです。そういう論理は、議会多数派への権限の集中を招いて、市政をゆがめかねず、地方自治の今後の発展にとって、極めて危険であると指摘せざるを得ないのであります。6月23日閉会の通常国会で強行された地方自治法改正の最も重大な問題は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがあると一方的に判断すれば、国が地方自治体に指示できる補充的指示権を新たに導入したところにあります。資料、意見の提出の要求、事務処理の調整の指示として自治事務にまで権力的に関与するわけであり、地方分権を否定し、地方自治法を根本から破壊するものであります。戦争体制づくりを許さず、住民の福祉の増進を図る地方自治の発展こそ、今必要ではないでしょうか。こうしたときに、安易に議員定数を削減することは、地方自治の発展とは、なおさら両立しないのであります。

第3に、議員定数削減は、女性の政治分野への進出の条件づくりに逆行するという視点です。日本社会に求められる変化として、人権の確立とジェンダー平等があります。内閣府ウェブサイトの男女共同参画局のページには、6月12日発表の世界経済フォーラムのジェンダーギャップ2024が掲載されています。我が国は、146か国中118位となっています。各分野における奮闘にもかかわらず、相変わらずの低迷に苦しんでいるのが実態であります。政治と経済の値が低いとの指摘があります。政治の分野では、国政と地方政治の舞台があります。2019年6月議会において、道祖議員の提出議案が可決され、定数が28から24へ4人削減された状況の中で、令和3年、2021年9月議会に提出され、翌令和4年、2022年3月議会で採択された請願は、このまま議員定数が削減されると、多くの市民の意見が反映されにくい状況となります。つきましては、女性をはじめ、多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう議会で有識者や市民の意見を聞くなどして、議論を深めたうえで、議員定数を改正前の28人に戻していただきますよう請願いたしますと切実に訴えているわけであり、議員定数を削減することは、女性の地位向上、格差是正にどうしてもなくてはならない政治分野での格差是正への条件づくりに、大きな逆流となるものであります。こんな議案を男性ばかりの議会多数派で押し切るべきではないのであります。

第4に、議員定数削減によって、周辺地域の住民の声がさらに反映されにくくなるという視点です。確かに、市街地においても水害対策、買物対策、予約乗合タクシーが利用できないなど、公共交通対策など、議員の役割発揮はますます重要であります。周辺地域について言えば、現在エリアワゴンとして、まだ改善の余地がありますが、市内全体で地域住民の移動に貢献している地域公共交通は、三郡山麓の筑穂地区内住の老人会の皆さんの要望を受けて、買物ワゴンとしてスタートしたものであります。穎田地区は、市外番号の変更のほか、明治抗の生活環境改善は、地域の声を議員と議会が取上げてようやく動き始めた経過があります。庄内の関の山の鉱業権と市有地を麻生グループの強引な買収工作に屈服せず、議会が守り抜いた取組も重要であります。穂波でも、大将陣東側の市有地の不法占拠の解決もあります。このように、周辺地域において議員と議会が、頑張って住民と力を合わせて上げた成果、改善、挙げれば枚挙にいとまがありません。国の政策による地域農業の崩壊、生活環境の悪化、災害不安の広がりとともに進行する少子高齢化の中で、安心して住み続けられる地域まちづくりへ、今議会と議員が果たす役割は極めて大きなものがあります。これからが、市民の声をしっかり受け止め頑張る議員、しっかり受け止め頑張る議会、草の根で住民に身近に活動する議員の頑張りどきではないでしょうか。こうした状況のときに、第3次総合計画のスタートのそのときから、市議会の機能発揮の縮小につながる議員定数削減は、到底認められないのであります。

第5に、議会多数派に権限が集中し、市役所幹部とのなれ合いが深まり、市政をゆがめかねないという視点であります。議員定数は飯塚市議会の現状から出発した議会改革とリンクして検討すべきであります。今回、市民アンケートでは、活発な議会活動を求めるとの声がありま

した。住民のためにということだと受け止めています。例えば、それぞれの議員の流儀かもしれませんが、市民の声を市政に届け、市政をチェックする議員が、大切な役割を果たすうえでなくてはならない議会質問をしない。例えば一般質問のときは、執行部の答弁者が書いた原稿を読んでいる。質問の持ち時間を大幅に使い残す。あるいは全部残す。これでは、市民にとっては、議員が市議会でどんな活動をしているのか分からない。心ある市民にとって、市議会議員とは、このように映っているのではないのでしょうか。その意味では、市民の立場で市政をしっかりチェックし、住民福祉の増進のためにしっかり論戦し、住民福祉の増進のために頑張る議会に、生まれ変わるには、定数削減どころか、逆に、議員報酬を引下げてでも、議員は増やすべきではないのでしょうか。公正で透明な市政運営という点では、公選法にも関わりかねない部落解放同盟に対する補助金、NPO人権ネットいづかへの委託料、市が出資する福岡ソフトウェアセンター幹部との関係、さらに、最近では、新体育館移動式観覧席入札をめぐる不透明な事態に、象徴的に見られるような、議会多数派一部議員と市幹部職員との長期にわたる不透明な事態が横たわっています。今回議員定数削減は、公正で透明な市政運営へ市議会の果たす役割の発揮にとって、大きな障害となるものであります。

私は、住民の福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治が、再び戦争を許さず、人権と平和、格差是正、生活環境改善、そして、ジェンダー平等へ果たすべき役割を大きく政治の分野でのジェンダー平等への条件づくりへの逆行につながり、さらに、議会のチェック機能を弱体化させ、市政によどみとなれ合いを増大させかねない、今回の議員定数削減にきっぱり反対いたします。

なお、議員定数を28から26人に2減する修正案は、その本質において変わるところはなく、賛成できません。以上で、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○金子委員

私は、「議員提出議案第7号 飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に対して反対の立場で討論いたします。

理由は大きく3つあります。1つは、どのような哲学を持って議員定数を決めるかという議論が全くなされていないという点です。2つ目、提案議員がほかの類似自治体とのことを言われていますが、その類似自治体と比較するというだけでは、議員定数は決められないということです。そして3つ目、議員の多様性を担保できにくくなる懸念があるという、この3つにおいて反対させていただきます。

1つ目、どのような哲学を持って議員定数を決めるかという議論が全くなされていない。このことについて述べさせていただきます。この1年間、私は市民との意見交換会、学識経験者や公募市民による調査会議の設置などを提案してまいりました。私は、市民の方の意見を求めるその理由は、議員の定数については、議会の議員だけで決めるのではなく、飯塚に住んで多様な暮らしを営んでいる当事者であり、主権者である皆さんの声を十分に聞くことが必要だと常々考えているからです。アンケートもとっておられます。3千人中837名、27.9%の回答率でした。逆に言うと、2163人の方の回答がありませんでした。飯塚市が様々にアンケートをとっておられますけども、この27.9%という数は決して高いものではありません。様々な理由があると思いますが、議会に対して、議員に対して、興味がない、分からないということが大きな原因ではないのでしょうか。その分からない人たちのことを、私たちは、声がないからもう聞かなくていいのでしょうか。837人の声だけを聞いていいのでしょうか。分からなくしているのは、誰なのでしょう。この837名の方の中では確かに減らしたほうがよいが481人、57.47%。分からない、189名、22.58%。現状維持、142名、16.97%でございました。減らしたほうがよいという内容をよく見ていくと、

何をやっているのか分からないという声もたくさんあります。何をやっているのか分からないんです、私たちは。分からないから決められない。分からないから減らしていいと考えるのは、当たり前なんじゃないでしょうか。私たちは、もっと市民と本気で長い時間、議論する必要があるのではないのでしょうか。議員定数が26、24、28、数だけではなく、どんな議会にしたいのか。どんな民主主義をこの飯塚に残していきたいのか。10年後、20年後、私たちがいなくなるかもしれない。そのときの議会はどんな形のものがいいのか、本気で考える必要があるのではないのでしょうか。本気で市民の方と話すべきではないのでしょうか。支援者の方ではありません。支援者の方も市民です。しかし、私たちに1番遠い市民、例えば選挙に行かなかった市民、関係ない、議会なんてよく分からない。そう言っている市民の声を、しっかり聞く必要があるのではないのでしょうか。そこが私は大変不安に思います。もし、24人に減らしていけば、この何を言っているのか分からないというのは、分かるようになるのでしょうか。28でも分からないなら、24でもさらに分からなくなるのではないのでしょうか。提案議員は、そこら辺をはっきり答えていただけないと思いました。24に減らして、どうやったら28人分の、私たちの力が発揮できる、その担保は何だったのでしょうか。例えば、聞いていただいいていいですか。例えば、今28、それが24になったら、4人分減らされる。その4人分の仕事を24人でやらなくちゃいけなくなるんです。つまり、6分の1人分を24人がやらなくちゃいけなくなるんです。8時間働いていたら、単純計算でも10時間以上、私たちは働かなくてはならなくなる。そんなこと本気でできるのでしょうか。声を聞く、簡単に言いますが、そんなに簡単にできるものじゃない。やっぱり人がいるんです。人の声を聞くには、私は人がたくさんいる。簡単に4人減らせばいいという問題ではありません。私たちが本気で、4人分働けるんですか。6分の1人分働くつもりありますか。どうやって時間を確保するんですか。4人減ったらそれでいい、そんな問題じゃありません。

それから、今回の特別委員会の中で、報告書の中でも議員定数について考えるときに必要なことは、佐々木教授の言葉では、どんな哲学を持っているのか。土山教授の言葉では、なぜ、どのような議会のあり方を目指しているのか。また、飯塚市議会が未来を見据えて、どのような役割、機能を果たすことが必要か。また、議員定数に限らず、どのような手段で果たすべきか、市民とともに、飯塚地域の、また全国の様々な取組や知見を共有することを検討することが必要だと書かれています。私たちは十分議論できましたか。様々な知見や取組を真剣に話し合ったのでしょうか。私は、それらの議論をやった、そして共有するということができていなかったと私は考えます。議会でもできていない。また市民の意見交換会もできていない。その中で判断するのは、私は早過ぎると考えます。

2つ目です。ほかの類似自治体との比較は、私はできていないと思います。このことについては、眞鍋教授が、議員定数の議論はしばしば、ほかの地方自治体議会との比較が行われるが、それは必要であっても、決定要因ではなく、あくまでも参考とすることが、有識者から指摘されている。なぜなら、各自治体が置かれている歴史的、政治的、経済的、社会的諸条件は異なるからである。全国的な傾向値を個別の自治体に適用するというのは、地方分権改革の中で、各地方自治体議会が自律的に議員定数を決定していくことが望まれていることと齟齬を来すものである。ゆえに、単純に他市との比較から結論を導き出すことは、避けるべきであろうという言葉に集約されていると思います。飯塚市は、1市4町で合併しました。実際に今、潁田地区は1人の議員もいません。庄内地区は1人。そういう状況の中で、本当に私たちは、この飯塚市という歴史をしっかりと考えたときに、その周辺の地域の人たちのことを、どうやって担保していくという、そこは、私は答えが探せられません。

また、昨年、令和5年8月4日の委員会資料の議会等調べを見ると、一般会計は徐々に大きくなっています。特にコロナ禍においては、800億以上まで大きくなりました。それにつれて議会費は徐々に減ってきております。比率も、もともと0.7%ありました。それが、徐々

に減って、今、0.4%まで下がってきています。決して議会費が高いとは言えません。上げてくれという話ではないんです。私たちがもっと真剣にやるならば、議会費は、当然、上がってしかるべきものだと考えます。

3つ目、議員の多様性を担保できにくくなる懸念がある。これは、飯塚市には、年齢、性別、現在住んでいる地域、また、今まで住んでいた地域、職歴、学歴、様々なキャリア、暮らしの背景、障がいの有無など様々の違いのある方が住んでいらっしゃる。その方たちの複雑な課題に向き合っていくには、議会が多様な生活背景を持つ議員がいることが望まれます。現在、この飯塚市議会には女性が2人です。また、30代の男性は2人いらっしゃいます。私は、20代、30代の女性、あるいは60歳以上の女性も必要です。飯塚地域以外の20代、30代の方も必要です。眞鍋教授は、身を切ることによって、議会としての権能、あるいは役割を縮小させることにつながれば、ひいては住民の利益にもならないことに留意すべきであると言っています。私たちの議員の数が減れば、ひいては住民の方の利益に大きく影響がある。本気で考えていくならば、私は、議員定数は減らすべきではないと考えます。

この議員定数の問題、私は5年前から関わっておりました。初めて議員定数が削減される、その話を聞いたとき、私は正直分からなかった。減らしてもいいとも思いました。なぜなら、市民のときに、私は議員の顔が分からなかったから。議員の知り合いもない。また、議員が何をやっているのか分からない。まさに、アンケートの分からない、減らしてもいいという市民でした。しかし、一旦、議員になって様々な仕事をするようになったときに、こんなに議員は大変なんだ、仕事はやればやるほど出てくるし。だからこそ私はしっかり働かなくてはいけないとつくづく思いました。ここで、議員が減ること、それは私たちの仕事は何も変わらなくなるのではありません。市民の方たちの利益が減っていくことにつながる。本気でそこを考えていただきたい。支援者の人から、減らしたほうがいいと言っているんだからとか、まだまだ分からないとかではなくて、責務を持って、本気で今の市民、そしてこれから住むであろう、この飯塚市で生きて行くだろう人たちのためにとって、何が必要なのか、しっかり考えていただきたい。間口が減れば、女性だって、若者だって、その数は減ります。本当に苦しくなります。多くの人たちが、この場だったら、男性は男性という特権があるということに、私は気づかれていないと思います。どんなにここに来ることが大変なのか、苦しいことなのか、少数になったときに、初めて気がつくことがあります。飯塚市には、私たちが知らない、まだまだ声にも出せていない人たちの声を本気で聞こうと思うなら、数が必要です。ジェンダー平等の視点を持った人たち、若い人たち、ここにいるメンバーではない視点を持つ人たちが入りやすい議会にするために、何が必要なのか、しっかり考えていただきたい。

そういう理由をもって、私は議員提出議案第7号に対して反対で討論させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○藤間委員

市民のアンケート、読ませていただいて、すごく思うところが皆さん多々あったんじゃないかと思っていて、また数年後、アンケートをぜひとってみたいものだと思います。そういった中で、原案に賛成の討論でお願いいたします。

アンケートの続きでございますが、願わくば、また近い将来にとるアンケートで、議員の方が様々な話を聞いていただいている。議員を通じて飯塚市政が分かる。そんな肯定的なメッセージをいただけるようなアンケートになるように、しっかり頑張っていきたいなと思っています。恐らく皆さんも同じ気持ちなんじゃないかと思っています。

今回、議員定数の削減、この議題というのは、ほかの様々な案件と決定的に異なることがあります。それは我々の身分、我々のある意味では待遇について話し合っている。そんな議題で

ございます。今回、市民の皆様のアンケートからすれば、ある意味では、ノーと言うと極端ですが、議員の数を減らしたほうが良いと、そういった声が多数派でございました。そういった中で、我々、自分自身の身分を議論する身としては、市民の声をしっかりと意思決定に反映するという意味では、やはり我々としても、市民の声を尊重して減らすという判断をすべきだと思います。

最後にもう1つ付け加えますと、少し議論にもございました。改めて我々は飯塚市の議員であるという意識を強く持つべきです。仮に今回、議員の数が減ったとすれば、今でも議員がない地域もありますし、今後、議員がない地域がもっと増えるかもしれません。おっしゃるとおり、自分の身の回りの人の言葉は大きく聞こえますが、例えば過疎地というのは、これは市全体の課題であります。どの地域に住んでいても、どの地域から支援されていても、飯塚市全てのことを考える市議会、市議会議員に、今回の議論を契機に、より強く意識いただければと、していきたいなと思っております。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

次に、採決に移りますが、改めて採決についてお知らせをいたします。

まず、採決については、修正案、26人の修正案についてお諮りいたします。仮に修正案が可決されましたら、修正部分を除く原案をお諮りいたします。この際、修正案に賛成された委員については賛成することとなりますので、お忘れなきようお願いいたします。その後、24の原案を諮ることなく、調査終了をお諮りする形になります。

次に、仮に修正案が否決された場合につきましては、原案であります24人ですね、議員提出議案第7号、24人の原案についてお諮りいたします。その24人の賛否が終わりましたら、最後に、特別付託案件であります「議員定数のあり方について」調査終了をお諮りする形になりますので、よろしくようお願いいたします。よろしいですか。

( 異議なし )

それでは、まず修正案について採決いたします。議員提出議案第7号に対する修正案について、修正案のとおり可決することに、賛成の委員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成少数。よって、修正案は否決されました。

ただいま修正案については否決されましたので、原案について採決いたします。「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員はご起立願います。

( 起 立 )

ちょっと確認しますので、しばらくご起立のままお待ちください。

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議員定数のあり方について」は、調査終了とすることに、賛成の委員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして一言お礼申し上げます。本特別委員会は昨年7月6日に設置されて以降、本日を含め10回の委員会を開催してきました。議員全員による特別委員会ということで、委員会運営が円滑に進まない点多々ございましたが、皆さんの熱心な審議によりまして、本日、調査を終了することができましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。